

令和2年3月25日
改定 令和2年6月17日
改定 令和5年12月26日

おながわ
女川地域の緊急時対応
(全体版)

おながわ
女川地域原子力防災協議会

目次

1. はじめに P. 3
2. ^{おな}がわ女川地域の概要 P. 5
3. 緊急事態における対応体制 P. 10
4. PAZ内の施設敷地緊急事態における対応 P. 23
5. PAZ内の全面緊急事態における対応 P. 47
6. 準PAZ内の^{おしか}牡鹿半島における対応 P. 58
7. 準PAZ内の離島における対応 P. 78
8. UPZ内における対応 P. 99
9. 冷却告示の対象である1号機に係る対応 P. 139
10. 放射線防護資機材、物資、燃料の備蓄・供給体制 P. 143
11. 緊急時Eリングの実施体制 P. 155
12. 原子力災害時の医療等の実施体制 P. 164
13. 国の実動組織の支援体制 P. 174

(注) 本資料の地図は、(C)2023ZENRIN(Z05E-第175号)を用いている。

1. はじめに

この「^{おながわ}女川地域の緊急時対応」は、内閣府が設置した^{おながわ}女川地域原子力防災協議会において、^{とうほくでんりょく}東北電力(株)^{おながわ}女川原子力発電所を対象とした原子力災害に関し、原子力災害対策重点区域を含む宮城県及び関係市町や国等の緊急時における対応をとりまとめたもの。なお、当該緊急時対応を構成する各地域防災計画・防災業務計画は、災害対策基本法等に基づき、各主体が作成するものである。

- 平成25年9月3日の原子力防災会議決定に基づき、内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、平成27年3月20日に、原子力発電所の所在する地域毎に課題解決のためのワーキングチームとして「地域原子力防災協議会」を設置することとし、女川地域おながわにおいても「女川地域原子力防災協議会おながわ」が設置された。

女川地域おながわ原子力防災協議会の構成員・オブザーバーは、以下のとおりである。

構 成 員

内閣府政策統括官(原子力防災担当)
原子力規制庁長官官房放射線防護グループ長
内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付危機管理審議官
内閣府大臣官房審議官(防災担当)
警察庁長官官房審議官
総務省大臣官房総括審議官
消防庁国民保護・防災部長
文部科学省大臣官房審議官(研究開発局担当)
厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官
農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官
経済産業省大臣官房主席エネルギー・地域政策統括調整官
国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
海上保安庁総務部参事官(警備救難部担当)
環境省大臣官房審議官
防衛省大臣官房審議官
宮城県副知事

オブザーバー

おながわちよう
女川町
いしのまきし
石巻市
とめし
登米市
ひがしまつしまし
東松島市
わくやちよう
涌谷町
みさとまち
美里町
みなみさんりくちよう
南三陸町
とうほくでんりよく
東北電力株式会社

- ※ 協議会の運営は、内閣府が行う。
※ 協議会に、構成員を補佐するため、作業部会を設置

2. おながわ 女川地域の概要

- おな がわ 女川原子力発電所は、とうほくでんりょく 東北電力(株)がおな がわ ちやう 宮城県女川町及びいしのまきし 石巻市に設置している原子力発電所である。
- 女川原子力発電所は、昭和59年6月に1号機の営業運転を開始。平成7年に2号機、平成14年に3号機の運転を開始している。なお、1号機については、平成30年12月をもって廃止となった。

とうほくでんりょく 東北電力(株) おな がわ 女川原子力発電所について

(1) 所在地 おな がわ ちやう 宮城県女川町及び いしのまきし 石巻市

(2) 概要

- 1号機: 52.4万kW・BWR
- 2号機: 82.5万kW・BWR
- 3号機: 82.5万kW・BWR

(3) 着工／運転開始／経過年数(令和5年12月時点)

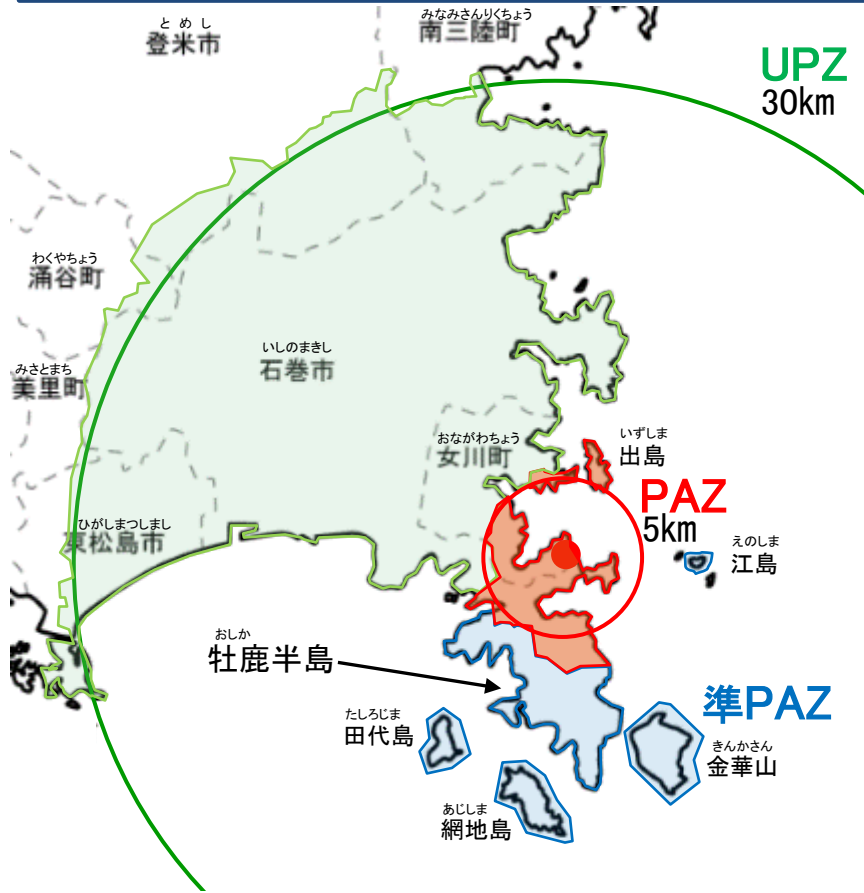
- 1号機: 昭和54年12月／昭和59年 6月／39年
(平成30年12月をもって廃止)
- 2号機: 平成元年 8月／平成 7年 7月／28年
- 3号機: 平成 8年 9月／平成14年 1月／21年



※地理院タイル(白地図)をもとに内閣府(原子力防災)作成

女川地域原子力災害対策重点区域の概要

- 宮城県地域防災計画では、原子力災害対策指針に示されている「原子力災害対策重点区域」として、発電所より概ね5kmを目安とするPAZ内、発電所より概ね5~30kmを目安とするUPZ内の対象地区名を明らかにしている。
- 女川地域における原子力災害対策重点区域は、PAZ内は女川町と石巻市、UPZ内は3市4町にまたがる。
- 女川町と石巻市のPAZ外の有人離島、牡鹿半島地域の住民2,043人については、PAZ内又はその近傍を通過しなければ避難ができないことから、PAZに準じた避難等の防護措置を準備する区域(準PAZ)としている。
- 冷却告示の対象である1号機に係る原子力災害対策重点区域の概要については、P140参照。



※地理院タイル(白地図)をもとに内閣府(原子力防災)作成

<概ね5km圏内>

PAZ(予防的防護措置を準備する区域):
Precautionary Action Zone
⇒ 急速に進展する事故等も踏まえ、放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置等を準備する区域

1市1町(女川町、石巻市)住民数:948人※

<概ね5~30km圏内>

UPZ(緊急防護措置を準備する区域):
Urgent Protective Action Planning Zone
⇒ 事態の進展等に応じて、屋内退避や段階的な避難等の緊急防護措置を準備する区域

3市4町(女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町)住民数:187,608人※

<PAZ外の有人離島、牡鹿半島地域>

PAZに準じた避難等の防護措置を準備する区域(準PAZ):

1市1町(女川町、石巻市)住民数:2,043人※

※人口 令和5年4月1日現在

- PAZ内人口は948人、UPZ内人口は187,608人、原子力災害対策重点区域内の人口は合計で188,556人。

関係市町名	PAZ内		UPZ内				合計	
	(概ね5km圏内)		(概ね5~30km圏内)					
					準PAZ内			
おながわちよう 女川町	458	人	5,450	人	46	人	5,908	人
	208	世帯	2,791	世帯	30	世帯	2,999	世帯
いしのまきし 石巻市	490	人	135,316	人	1,997	人	135,806	人
	200	世帯	61,961	世帯	1,142	世帯	62,161	世帯
とめし 登米市			8,953	人			8,953	人
			3,170	世帯			3,170	世帯
ひがしまつしまし 東松島市			35,534	人			35,534	人
			15,324	世帯			15,324	世帯
わくやちよう 涌谷町			656	人			656	人
			233	世帯			233	世帯
みさとまち 美里町			100	人			100	人
			30	世帯			30	世帯
みなみさんりくちよう 南三陸町			1,599	人			1,599	人
			586	世帯			586	世帯
合計	948	人	187,608	人	2,043	人	188,556	人
	408	世帯	84,095	世帯	1,172	世帯	84,503	世帯

※人口・世帯数 令和5年4月1日現在

昼間流入出人口（就労者等）の状況

- 令和2年国勢調査によると、^{おながわちよう}女川町及び^{いしのまきし}石巻市全体での他市町村からの昼間流入人口は、約17,200人／日。
- また、令和3年経済センサスによると、^{とうほくでんりよく}東北電力関連企業を中心に約190事業所、約2,400人がPAZ及び準PAZ内にて就労。
- 就労者の多くは、自家用車又は民間企業が運行するバスを通勤手段としている。

	他市町村からの流入人口	他市町村への流出人口	差引増減
^{おながわちよう} 女川町	2,556人	744人	1,812人
^{いしのまきし} 石巻市	14,611人	11,300人	3,311人

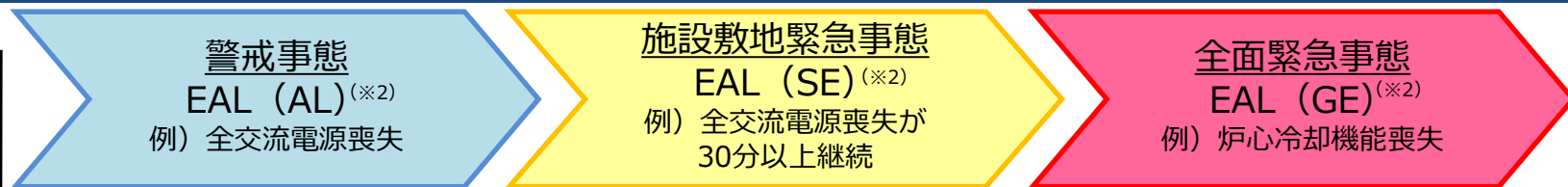
出典：令和2年国勢調査 従業地・通学地集計 従業地・通学地による人口・就業状態等集計（総務省統計局）

PAZ内及び準PAZ内対象市町	事業所数	従業員数
^{おながわちよう} 女川町	38	1,389人
^{いしのまきし} 石巻市	153	991人
合 計	191	2,380人

出典：令和3年経済センサス - 活動調査 町丁・大字別集計（総務省統計局）

3. 緊急事態における対応体制

- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



PAZ内
～概ね5km

施設敷地緊急事態要避難者^(※3)の避難準備開始、避難の実施により健康リスクが高まる者の屋内退避準備開始

施設敷地緊急事態要避難者^(※3)の避難開始、避難の実施により健康リスクが高まる者の屋内退避開始

住民の避難準備開始

住民の避難開始

安定ヨウ素剤の服用準備

安定ヨウ素剤の服用

UPZ内
概ね5km～30km^(※4)

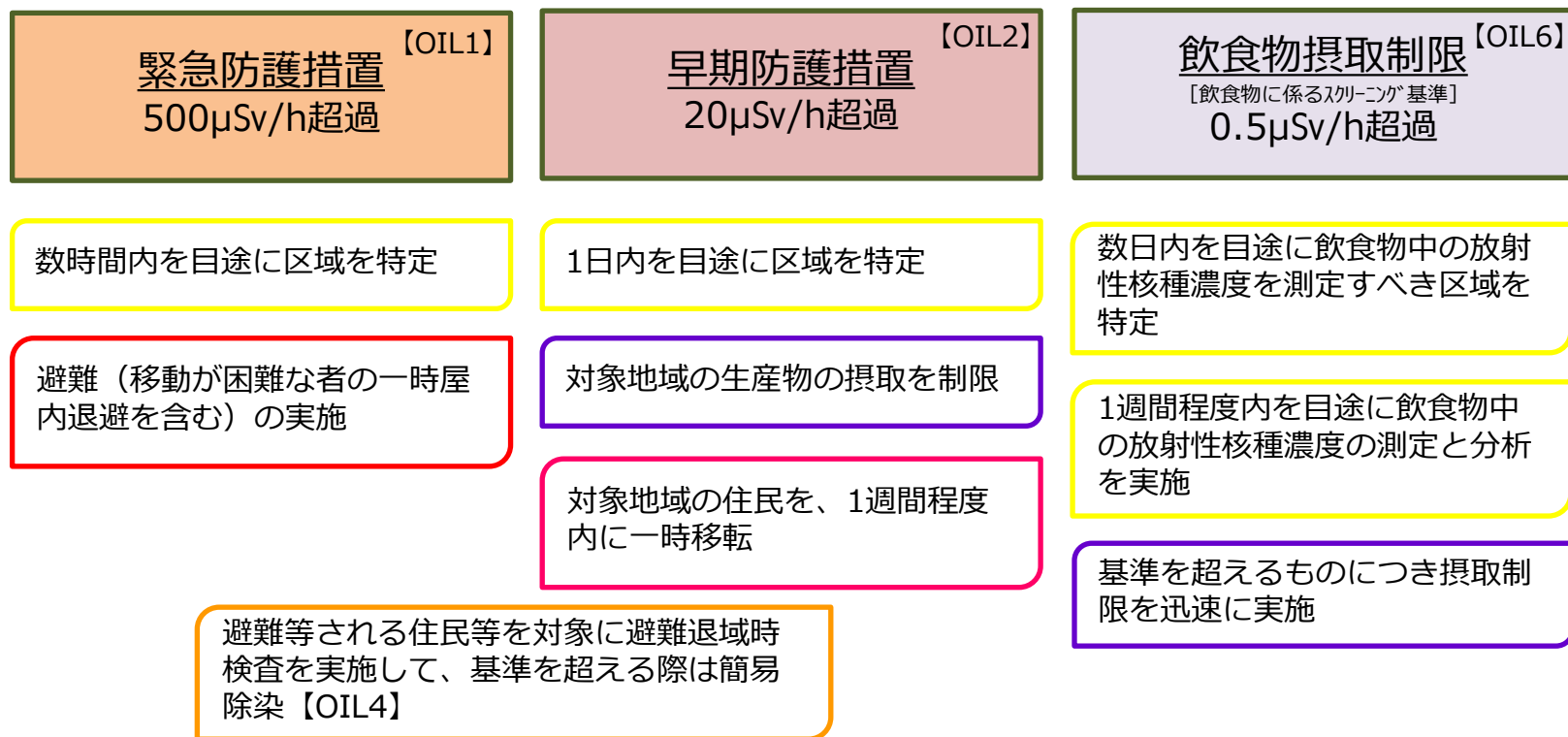
屋内退避の準備

屋内退避

UPZ外
概ね30km～^(※5)

- (※1) EAL (Emergency Action Level) : 緊急時活動レベル
原子力施設の状況に応じて、避難や屋内退避等の防護措置を実施するための判断基準
- (※2) (AL) = Alert (SE) = Site area Emergency (GE) = General Emergency
- (※3) 「施設敷地緊急事態要避難者」とは、PAZ内の住民等であつて、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。
イ 要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。）（口又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者
ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者
- (※4) 事態の規模、時間的な推移や現地の状況に応じてUPZ内においても段階的に避難等の予防的防護措置を実施する場合あり。
- (※5) UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転等の早期防護措置を講じる。



UPZ外
概ね30km~

UPZ内と同じ

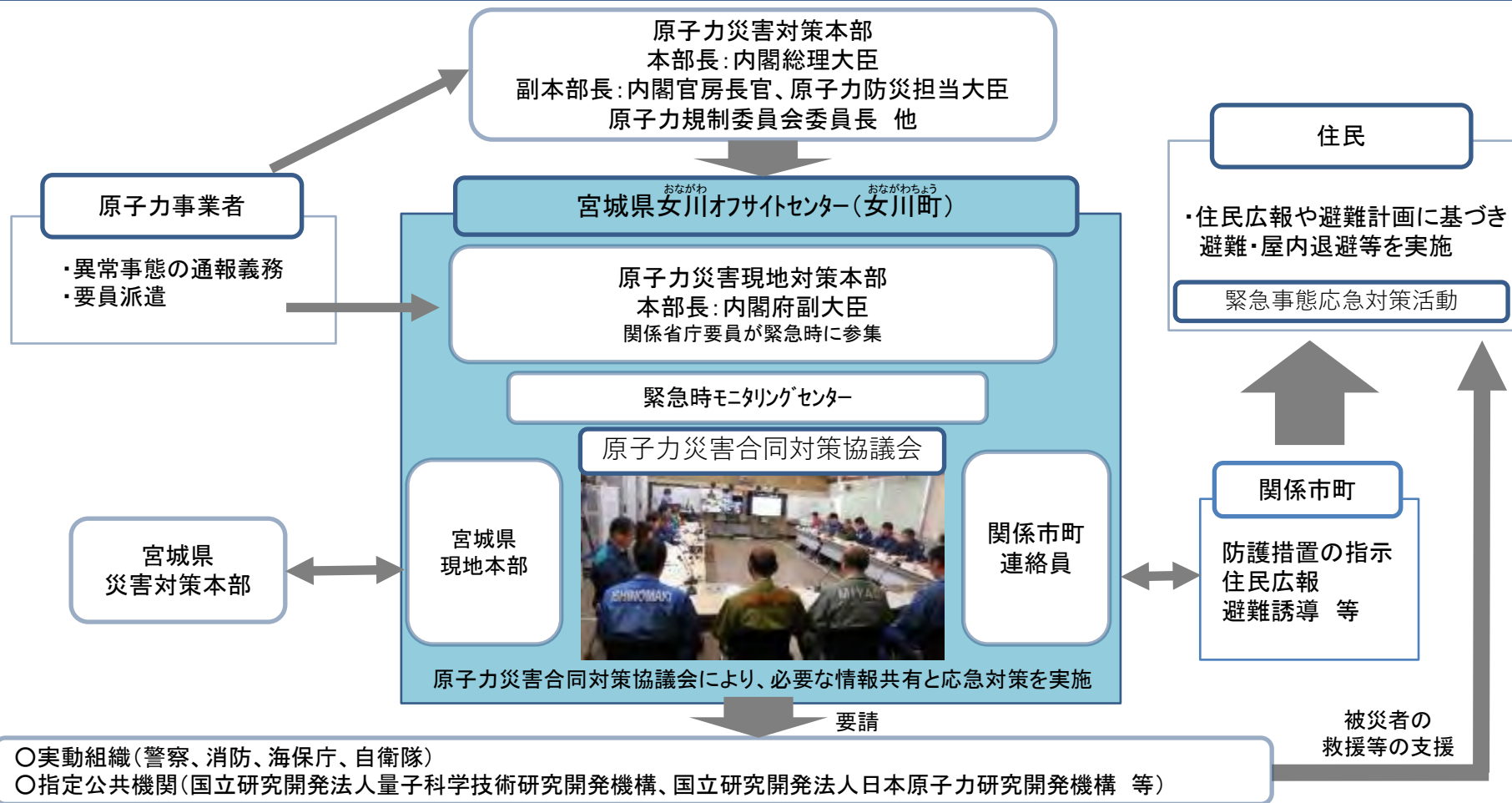
(※) OIL(Operational Intervention Level): 運用上の介入レベル
放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準

宮城県及び関係市町の対応体制

- 宮城県及び関係市町は、警戒事態で警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 関係市町の警戒本部では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供を始め、PAZにおける施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始。



- 女川町^{おながわちよう}又は石巻市^{いしのまきし}において震度5弱以上の地震の発生を認知した場合（警戒事態の前段階から）、原子力規制庁及び内閣府（原子力防災担当）の職員が参集し、宮城県女川オフサイトセンター（OFC）^{おながわ}及び原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）に原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室を立ち上げ、情報収集活動を開始。
- 警戒事態に至った場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部に移行し、現地への要員搬送や緊急時モニタリングの準備を開始。
- 施設敷地緊急事態に至った場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部の設置及び関係省庁事故対策連絡会議を開催し対応。また、内閣府副大臣及び国の職員を現地オフサイトセンター等へ派遣するとともに、緊急時モニタリングセンター（EMC）を設置。
- 全面緊急事態に至った場合、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置するとともに、県・市町等のメンバーからなる原子力災害合同対策協議会を開催し、相互協力のための調整を行いつつ対応。



国の職員・資機材等の緊急搬送

- 施設敷地緊急事態発生の通報後、あらかじめ定められた100人程度の国の職員等を宮城県女川オフサイトセンター及び宮城県に派遣。併せて必要な資機材の緊急搬送を実施。
- その後、状況に応じて追加要員及び資機材の緊急搬送を実施。

<具体的な移動及び輸送支援のスキーム>

原子力規制委員会・
内閣府原子力事故
合同対策本部

国の職員
必要な資機材等

必要に応じ輸送支援を依頼

緊急輸送関係省庁
(警察庁、消防庁、国土交通省、
海上保安庁、防衛省)

輸送支援

オフサイトセンター等

宮城県女川オフサイトセンター

まつしま
松島基地

宮城県庁

せんだい
仙台空港※

いるま まつしま
② 入間基地～松島基地
輸送機(自衛隊) 約1時間

まつしま
③ 松島基地
～ 宮城県女川オフサイトセンター
ヘリ(自衛隊) 約20分

いるま
① 環境省・内閣府～入間基地
輸送車両の先導(警察) 約1時間

いるま
入間基地

※ 松島基地への緊急搬送ができない場合、仙台空港への緊急搬送を実施



- 宮城県女川おながわオフサイトセンターは、免震構造、鉄筋コンクリート造3階建ての構造となっている。
- 放射線防護対策
 - ・放射性物質除去フィルター、換気設備、除染設備を整備。
- 電源対策
 - ・無停電電源装置、自家用発電機を設置(3日間分の電源を確保)。
 - ・自家用発電機の燃料不足時等には、電源車用電源受け口より、東北電力が用意する電源車で継続して電源を供給。

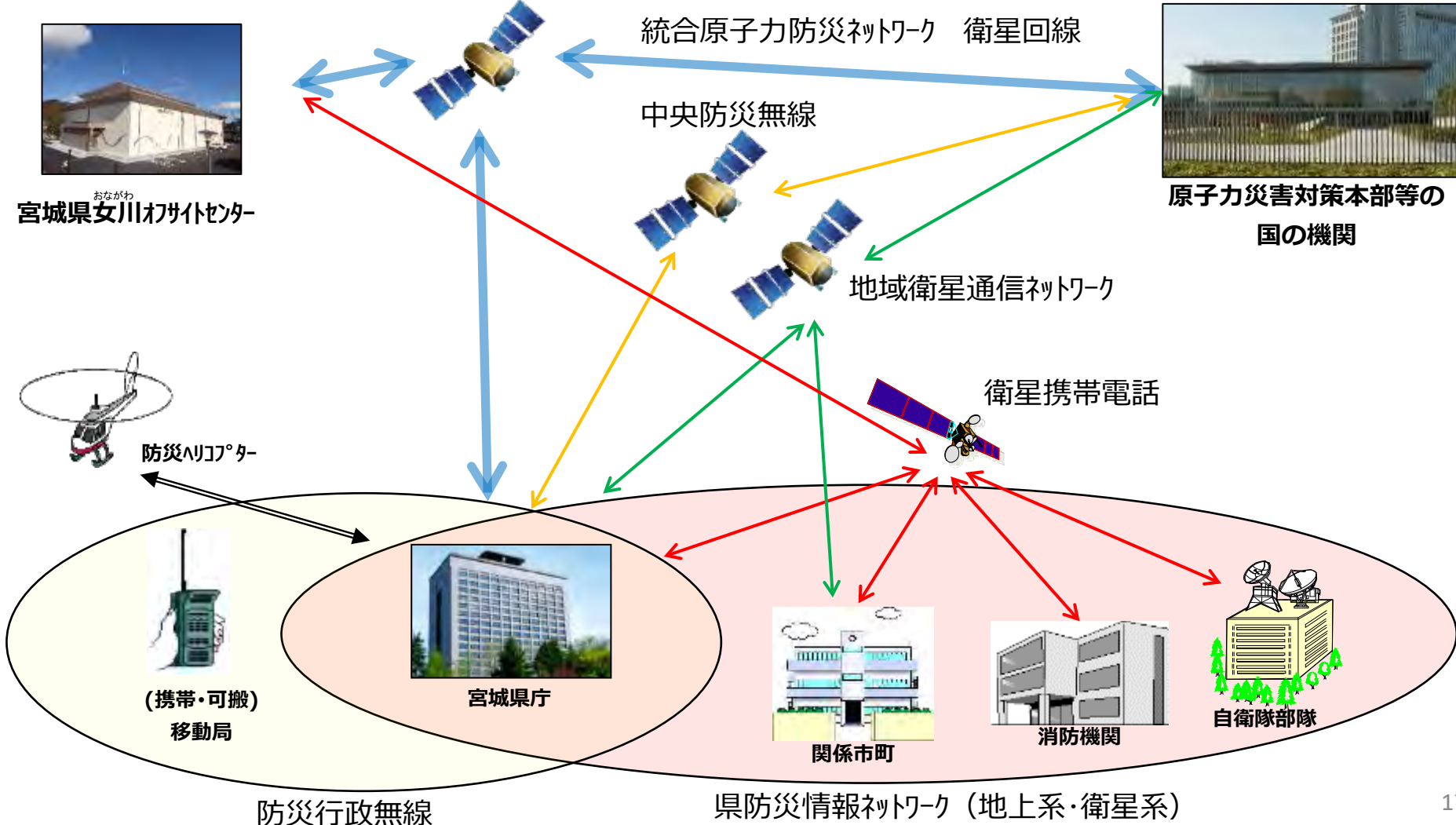


仮にオフサイトセンターが機能不全に陥った場合も、代替オフサイトセンターに移動し対応可能

- 保健環境センター・環境放射線監視センター(仙台市)
(自家用発電機により、約3日間稼働可)
 - 大崎合同庁舎(大崎市)
(自家用発電機により、約2日間稼働可)
- ※距離はいずれも発電所からの直線距離

- 一般回線が通信不全の時には、原子力災害対策用に整備されているテレビ会議回線を含む専用通信回線を使用し、更に専用通信回線が不全の場合は、衛星回線を使って、連絡体制を確保。
- その他、中央防災無線、衛星携帯電話などを使用し、連絡体制を確保。

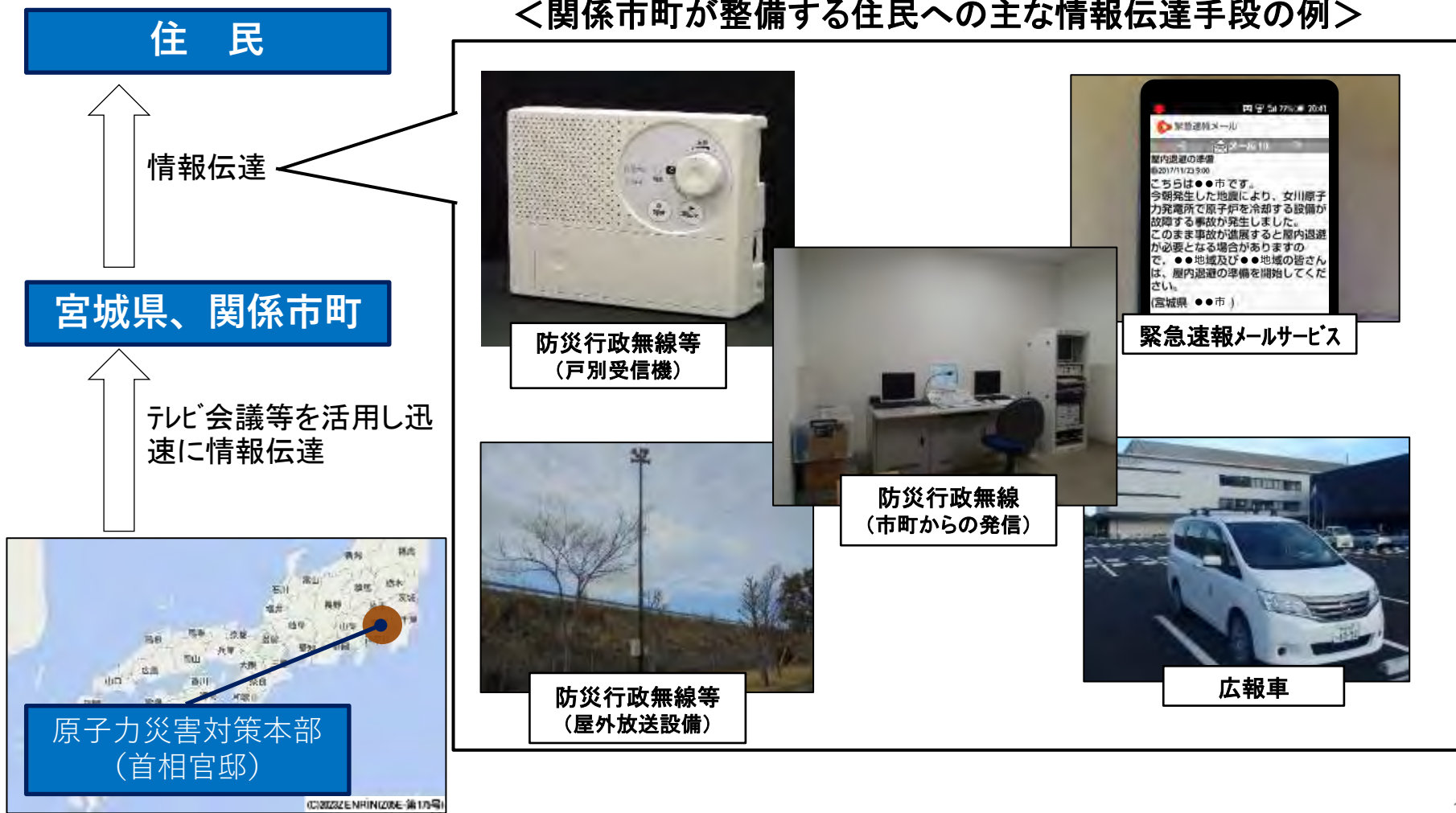
＜一般回線及び専用通信回線が使用不能の場合＞



住民への情報伝達体制①

- 防護措置(避難、屋内退避、一時移転、安定ヨ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、原子力災害対策本部等から、宮城県及び関係市町に、その内容をテレビ会議等を活用し迅速に情報提供。
- 関係市町は、防災行政無線、広報車等の複数の情報伝達手段を活用し、住民へ情報を繰り返し伝達。

＜関係市町が整備する住民への主な情報伝達手段の例＞



- 宮城県災害対策本部等では、スマートフォン対応の避難支援アプリを活用して防護措置(避難、屋内退避、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等)に関する情報を、住民へ伝達。
- 防護措置が必要な地域の住民は、避難支援アプリで避難所の案内を受け取ることにより、避難所受付ステーションを経由せず、直接、避難先へ移動することが可能。



宮城県災害対策本部等

避難支援アプリでの避難所の受付(イメージ図)

二次元コードをアプリで読み込んで、受付完了

必要な情報の伝達・収集

避難支援アプリ画面

ポケットサイン防災

伊藤君の情報が届きました

検査済み証

〒000-0000
宮城県仙台市
〇〇〇〇

お住まいの住所
避難所
〇〇〇〇(氏名)
〇〇〇〇(住所)
〇〇〇〇(時刻)

※アプリ画面に一部加工をしています。



※写真は令和4年度宮城県原子力防災訓練より

- 宮城県及び関係市町は、PAZ及びUPZ内の観光客等一時滞在者に対し、警戒事態以降で、帰宅等の呼びかけを行う。
- 宮城県及び関係市町は、防災行政無線、CATV、緊急速報メールサービス、広報車等により観光客等一時滞在者に情報を伝達(P18と同様)。
- その後、事態の進展に伴い、防護措置(避難、屋内退避、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部等から、宮城県及び関係市町に、その内容をテレビ会議等を活用し迅速に情報提供し、観光客等一時滞在者に伝達。

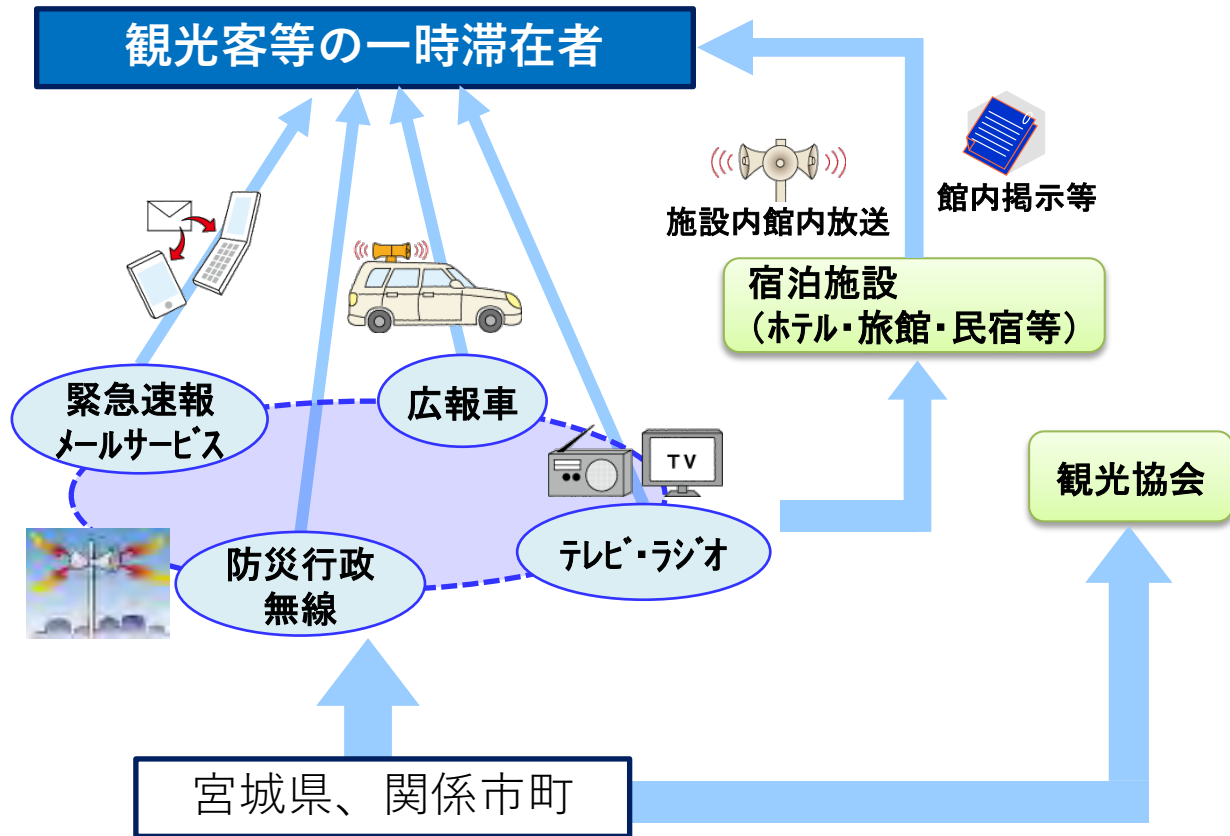
【緊急速報メールサービス(イメージ)】

受信メール

2019/6/26 午後4:20

緊急情報

(〇〇市・町)です。先ほどの地震による影響について、女川原子力発電所の安全確認を行っています。現在、放射性物質の放出は確認されていませんが、今後、避難等を行っていただく可能性があります。観光客等一時滞在者の皆様は、避難等の準備をするため、帰宅や宿泊先に戻るなどしてください。住民の皆様も、現在のところ避難や屋内退避を行う必要はありません。県や市町の情報に注意し、落ち着いて行動してください。(〇〇市・町)

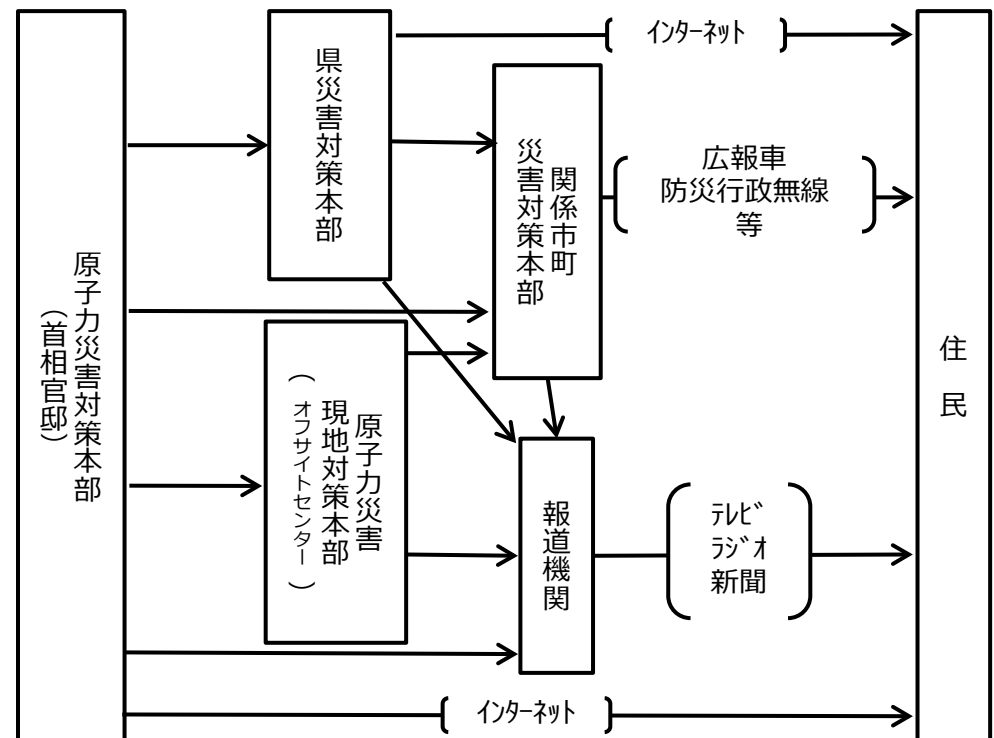


- 迅速かつ適切な広報活動を行うため、事故情報等に関する中央での記者会見は官邸(内閣官房長官が会見を行い、原子力規制委員会委員等が技術的な内容等を補足説明)において実施。
- 現地での記者会見については、宮城県女川オフサイトセンターにおいて実施。
- 必要に応じ、在京外交団等に情報提供を行うとともに、在外公館を通じて各国政府等にも情報提供。

【主な広報事項】

- ①事故の発生日時及び概要
- ②事故の状況と今後の予測
- ③原子力発電所における対応状況
- ④行政機関の対応状況
- ⑤住民等がとるべき行動
- ⑥避難対象区域及び屋内退避区域

【情報発信のイメージ】



一元的に情報発信を行うことができる体制を構築するとともに、発信した情報を共有

国、宮城県、関係市町による住民相談窓口の設置

国における対応

- 原子力災害対策本部、現地対策本部、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等は、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を実施。
- ウェブサイトでは、宮城県及び関係市町の間合せ対応を支援。

宮城県及び関係市町における対応

- 宮城県及び関係市町は、住民からの問合せに対応する相談窓口を設置するとともに、被災者に対する健康相談窓口（心身の健康相談）等を設置。

原子力事業者（東北電力）における対応

- 原子力事業者（東北電力）は、原子力災害発生時、直ちに本店内に相談窓口を設置し、住民からの問合せに対応。また、損害賠償請求への対応として、申出窓口を設置し、各種損害賠償の受付や請求者との協議等、適切に対応。

住民等のニーズを見極め、柔軟に対応

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ①事故の発生日時及び概要 | ⑤住民等がとるべき行動 |
| ②事故の状況と今後の予測 | ⑥避難対象区域又は屋内退避区域 |
| ③原子力発電所における対応状況 | ⑦被災企業等への援助・助成措置 |
| ④行政機関の対応状況 | |



4. PAZ内の施設敷地緊急事態 における対応

<対応のポイント>

1. 施設敷地緊急事態要避難者(医療機関の入院患者、社会福祉施設の入所者、在宅の避難行動要支援者のうち避難の実施に通常以上の時間がかかるもの、妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児とともに避難する必要のある者、安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者)について、あらかじめ定められた避難先へ避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる者は、安全に避難が実施できる準備が整うまで放射線防護対策施設で屋内退避すること。
2. 小学校の児童について、警戒事態で保護者への引渡しを実施するが、保護者への引渡しができなかった児童について移動手段を確保し、避難を開始すること。
3. 全面緊急事態に備えて、PAZ内の住民に避難準備を呼びかけるとともに、一時集合場所、避難所受付ステーション、避難所の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

宮城県、女川町及び石巻市における初動対応

- 宮城県は、警戒事態で、宮城県庁に警戒本部を設置し、要員約40名が参集。
- 女川町及び石巻市は、警戒事態で、各役場、役所に警戒本部を設置し、女川町約50名、石巻市約470名が参集。事態の進展に応じ、応急対応に必要な人数を増員し、施設敷地緊急事態で、災害対策本部及び地方本部・支部（現地災害対策本部）を設置。
- 警戒事態が発生した段階で、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備のため、宮城県、女川町及び石巻市は、一時集合場所に避難用車両の手配を開始するとともに、避難誘導責任者を一時集合場所に速やかに配置し、一時集合場所の開設準備を開始。
- 女川町及び石巻市は、各集落の消防団等と情報共有を図り、各集落の地域コミュニティと一体となった避難誘導體制を構築。



※避難支援アプリで避難所の案内を受け取ることにより、避難所受付ステーションを経由せず、直接、避難先へ移動することが可能（詳細はP19参照）。

自主防・消防団等（組織数）	
女川町	3
石巻市	10



- 女川町は、防災行政無線、緊急速報メールサービス、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。石巻市は、防災行政無線、緊急速報メールサービス、電子メール配信サービス、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。
- 一時集合場所に派遣された女川町及び石巻市の職員は、衛星携帯電話や移動系防災行政無線等により、女川町及び石巻市と情報を共有。
- 消防団や住民自治組織（地域会・町内会）は、住民の避難等の状況を確認し、一時集合場所に派遣された女川町及び石巻市の職員と避難者の状況や避難誘導體制等の情報を共有。
- 小学校への情報伝達は、石巻市から実施。



警戒本部
いしのまき
石巻市役所

警戒本部
おながわちよう
女川町役場



屋外放送設備
による情報伝達



広報車による
広報活動



- 女川町及び石巻市は、防災行政無線、緊急速報メールサービス、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。
- 一時集合場所に派遣された職員は、衛星携帯電話や移動系防災行政無線等により女川町及び石巻市と情報を共有。



戸別受信機
による情報伝達

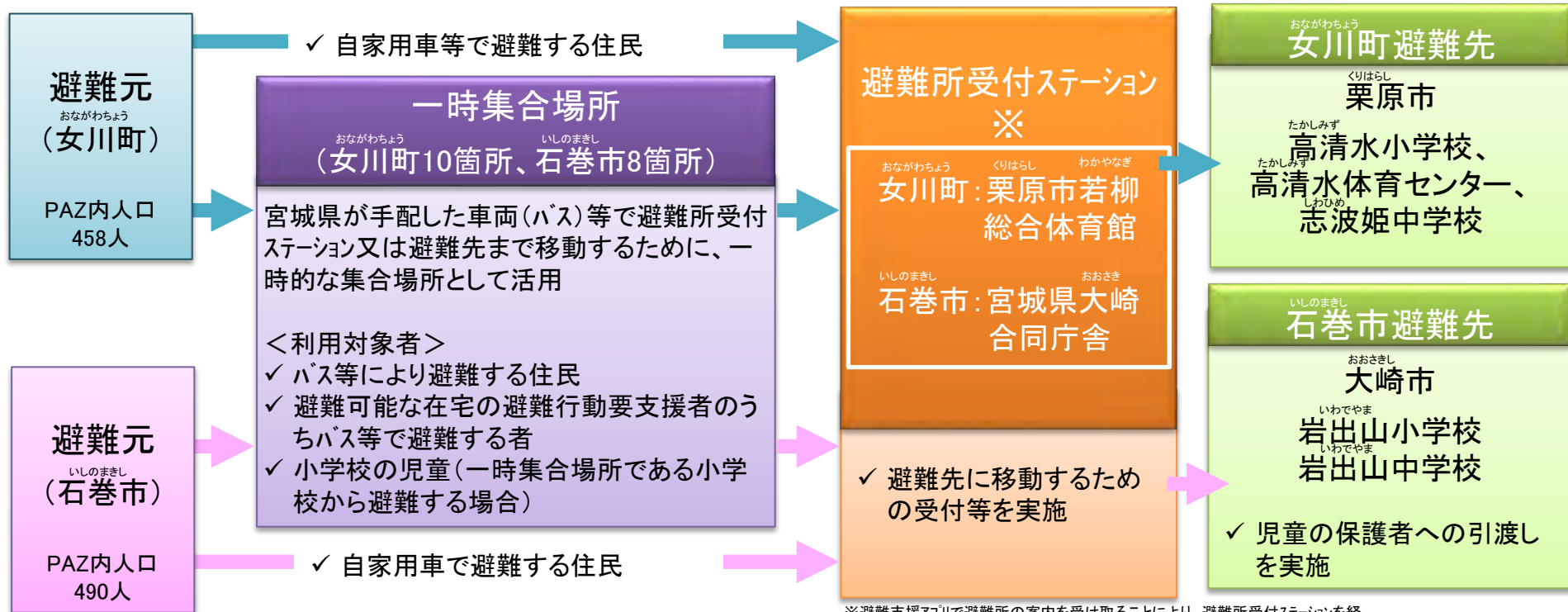
PAZ

25

IC10023ZENRINZ(06E-第175号)

PAZ内における避難体制

- 警戒事態で、女川町及び石巻市は住民広報、一時集合場所の開設準備を行い、宮城県は住民避難用バス等を手配するため、宮城県バス協会等に準備要請を行う。また、宮城県、女川町及び石巻市は避難所受付ステーションの開設準備要請を行うとともに、女川町及び石巻市は職員を避難所受付ステーションに派遣する。一方、施設敷地緊急事態要避難者は、避難準備等を行う。
- 施設敷地緊急事態で、女川町及び石巻市は、住民へ避難準備の周知を行う。一方、施設敷地緊急事態要避難者のうち、支援者が同行することで避難可能な者等は避難先へ避難を開始する。なお、避難の実施により健康リスクが高まる者は安全に避難が実施できる準備が整うまで屋内退避を実施する。
- 全面緊急事態で、女川町及び石巻市は住民に避難を指示。自家用車等で避難する住民は避難先へ移動する。バス等により避難する住民は、一時集合場所に集合し、その後、避難先へ移動する。

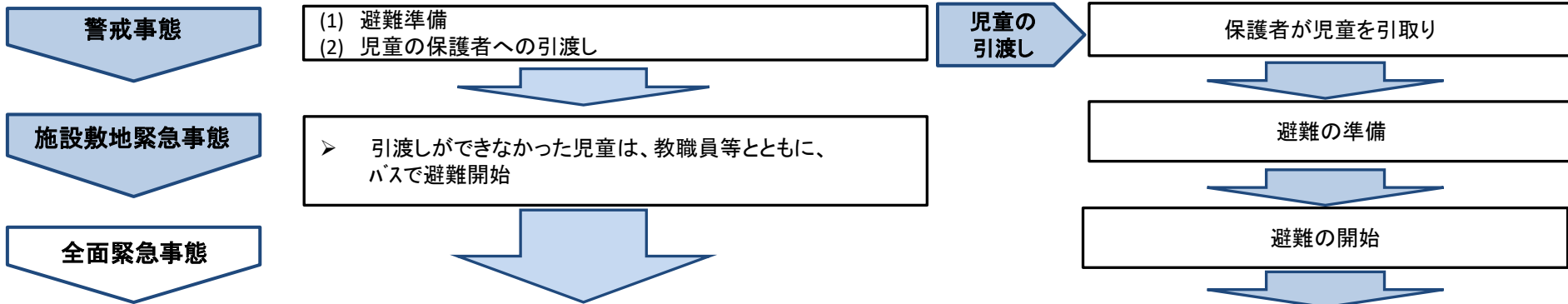


※避難支援アプリで避難所の案内を受け取ることで、避難所受付ステーションを経由せず、直接、避難先へ移動することが可能(詳細はP19参照)。

PAZ内の学校の児童の避難

- PAZ内の小学校の児童(1施設、2人)は、警戒事態で、授業を中止し、保護者へ引き渡す。
- 保護者への引渡しができなかった児童は、施設敷地緊急事態で、教職員等とともに宮城県又は石巻市いしのまきしが手配するバスで避難し、避難所で保護者に引き渡す。
- PAZ内の小学校において個別避難計画を策定済。

学校名	人数		
	児童	職員	合計
<small>よりいそ</small> 寄磯小学校	2人	3人	5人
合計 (1施設)	2人	3人	5人



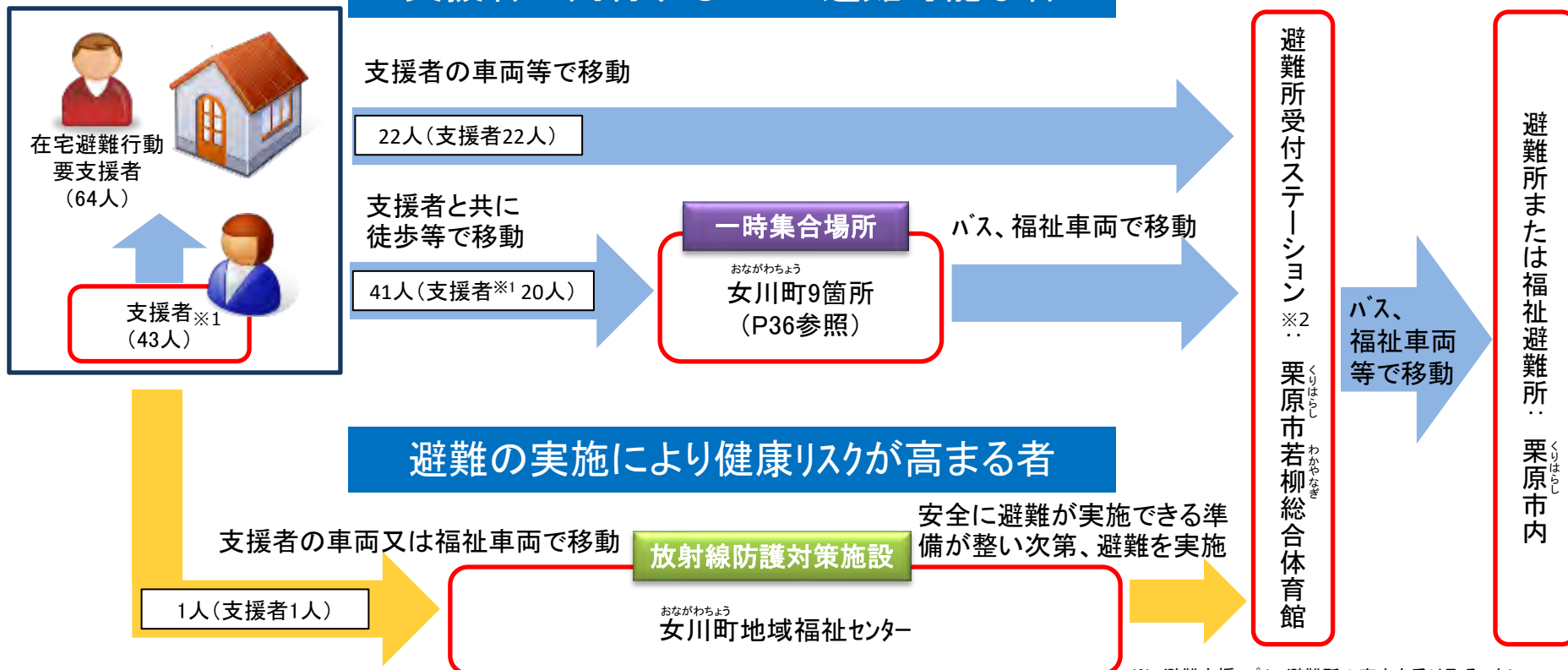
避難所受付ステーション(宮城県大崎合同庁舎)
※避難支援アプリで避難所の案内を受け取ることで、避難所受付ステーションを経由せず、直接、避難先へ移動することが可能(詳細はP19参照)。

避難所(児童が居住している地区の避難先)
 保護者への引渡しができなかった児童は、避難所で保護者に引渡し

※児童の人数については、令和5年5月1日現在

- 在宅の避難行動要支援者64人のうち、42人は支援者がいることを確認。残る避難行動要支援者については、女川町、自主防災組織、民生委員、消防団等を通じて支援者を確保。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両、バス又は福祉車両で避難先へ移動。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両で、近傍の放射線防護対策施設へ移動。安全に避難が実施できる準備が整い次第、避難を実施。

支援者が同行することで避難可能な者

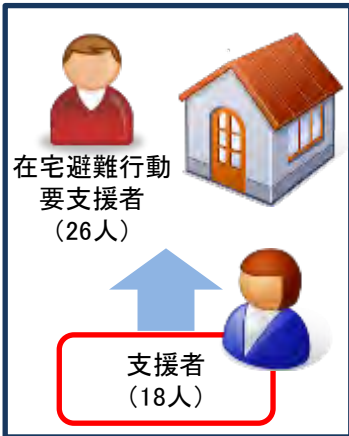


※1 支援者に、女川町(おながわちよう)、自主防災組織、民生委員、消防団等1名を含む

※2 避難支援アプリで避難所の案内を受け取ることで、避難所受付ステーションを経由せず、直接、避難先へ移動することが可能(詳細はP19参照)。

- 在宅の避難行動要支援者26人のうち、18人は支援者がいることを確認。残る避難行動要支援者については、女川町、自主防災組織、民生委員、消防団等を通じて支援者を確保。
- 支援者の同行により避難可能な者は、寺間港又は出島港から船舶で女川港まで移動し、その後、バス又は福祉車両等で避難先へ移動。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両で、近傍の放射線防護対策施設へ移動。安全に避難が実施できる準備が整い次第、避難を実施。

支援者が同行することで
避難可能な者



支援者と共に徒歩
又は車両で移動

支援者の車両又は
福祉車両で移動

0人

避難の実施により
健康リスクが高まる者

安全に避難が実施できる準備
が整うまで屋内退避を実施

一時集合場所

放射線防護
対策施設

おながわ
旧女川第4小学校・
おながわ
女川第2中学校

福祉車両等
で移動

安全に避難が実施
できる準備が整い
次第、避難を実施

寺間港
又は
出島港

船舶で
移動

女川港

バス、
福祉
車両等
で移動

避難所受付ステーション※：栗原市若柳総合体育館

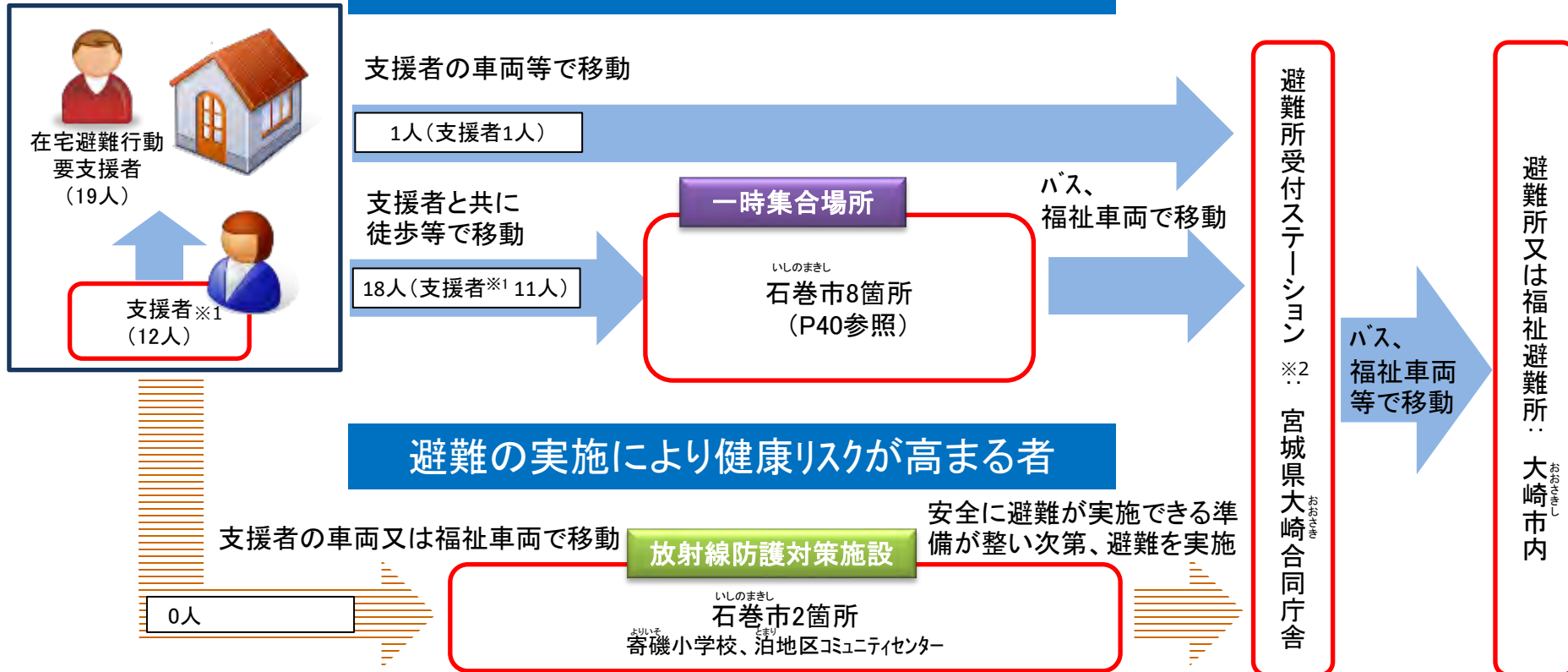
バス、
福祉
車両等
で移動

避難所又は福祉避難所：栗原市内

※避難支援アプリで避難所の案内を受け取るにより、避難所受付ステーションを経由せず、直接、避難先へ移動することが可能(詳細はP19参照)。

- 在宅の避難行動要支援者19人のうち、5人は支援者がいることを確認。残る避難行動要支援者については、石巻市、自主防災組織、民生委員、消防団等を通じて支援者を確保。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両、バス又は福祉車両で避難先へ移動。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両で、近傍の放射線防護対策施設へ移動。安全に避難が実施できる準備が整い次第、避難を実施。

支援者が同行することで避難可能な者



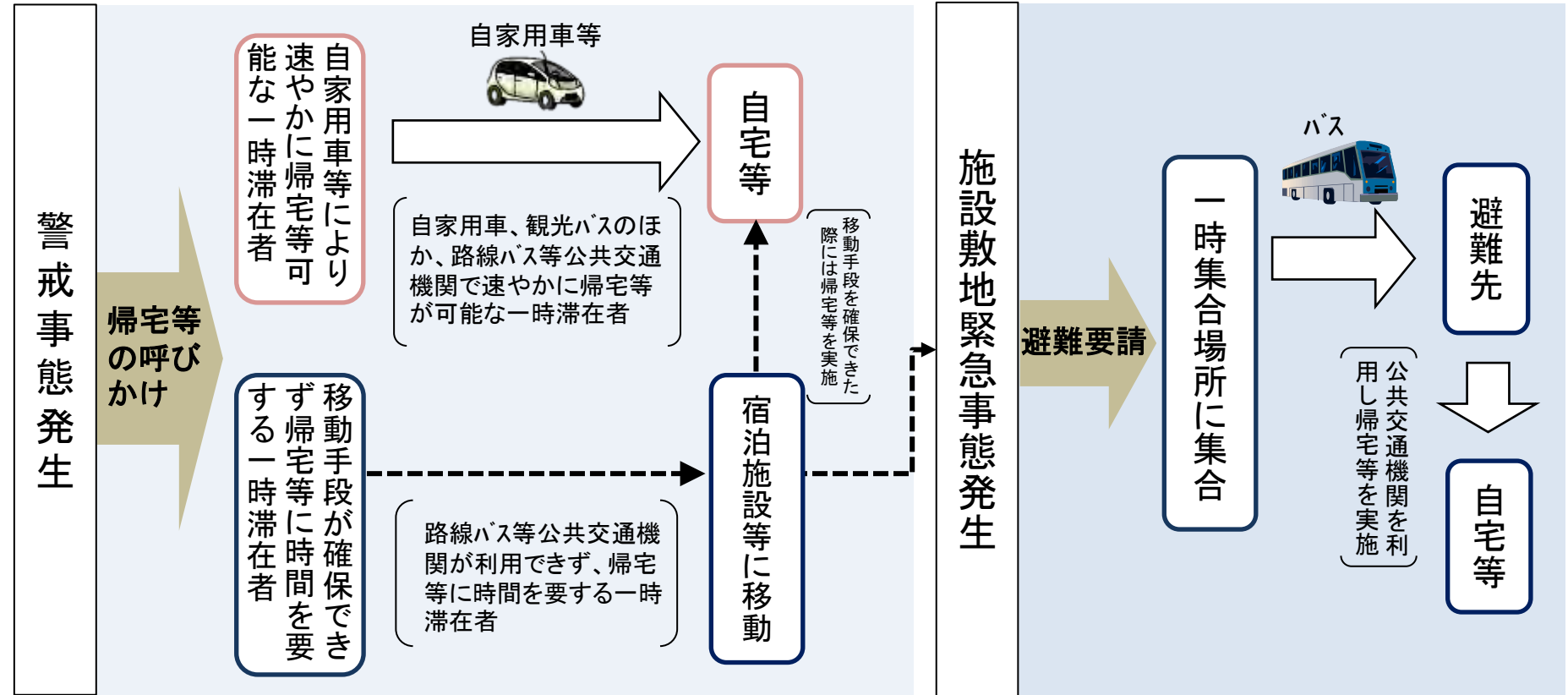
※1 支援者に、石巻市(いしのまき)、自主防災組織、民生委員、消防団等7名を含む

安全に避難が実施できる準備が整うまで屋内退避を実施 ※2 避難支援アプリで避難所の案内を受け取ることで、避難所受付ステーションを経由せず、直接、避難先へ移動することが可能(詳細はP19参照)。

PAZ内の観光客等一時滞在者の避難等

- 宮城県、女川町おながわちよう及び石巻市いしのまきしは観光客等一時滞在者に対し、警戒事態で、帰宅等呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等に移動し、施設敷地緊急事態で避難を実施。避難の際には、徒歩等により一時集合場所に集まり、宮城県、女川町おながわちよう及び石巻市いしのまきしが確保した車両により避難を実施。

<観光客等一時滞在者の避難の流れ>



- PAZ内の観光施設における1日あたりの入場見込人数は約70人、民間企業は53事業所(約1,500人)存在。

PAZ内の観光施設の状況

市町名	施設	入場見込人数
おながわちよう 女川町	おながわ 女川原子力PRセンター	68人
いしのまきし 石巻市	—	—
合計(1施設)		68人

※入場見込人数については、入場ピーク時(10月)における1日あたりの入場者数を基に算定

観光施設における入場見込人数令和4年実績

PAZ内の民間企業の状況

市町名	事業所数	従業員数
おながわちよう 女川町	38	1,389人
いしのまきし 石巻市	15	72人
合計(53事業所)		1,461人

※従業員については、通勤に使用する自家用車、バスで避難

出典: 令和3年経済センサス - 活動調査 町丁・大字別集計(総務省統計局)

- 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数67人について、バス3台、福祉車両4台。
- 各事業所の従業員の避難方法については各事業所単位で周知（施設敷地緊急事態で、自家用車等により帰宅）。

	想定対象人数※1	必要車両台数			備考
		バス※2	福祉車両※3 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※3 (車椅子仕様)	
在宅の避難行動要支援者及びその支援者を避難先施設に輸送	61人 (要支援者41人 + 支援者※420人)	3台 (要支援者31人 + 支援者※410人)	0台	3台 (要支援者10人 + 支援者10人)	【バス】 2ルートそれぞれ必要台数を算出した合計値 【P36参照】
在宅の避難行動要支援者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその支援者を放射線防護対策施設に輸送※5	2人 (要支援者1人 + 支援者1人)	0台	1台 (要支援者1人 + 支援者1人)	0台	
上記以外の施設敷地緊急事態要避難者等を避難先施設に輸送	0人	0台 (0人)	0台	0台	
観光客等の一時滞在者の避難	4人	1台 (4人)	0台	0台	1日あたりの観光施設の入場見込人数68人のうち、約95%が自家用車や観光バスで来場する想定で、その5%を想定対象人数として算入【P32参照】
合計	67人	3台※6	4台		

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 バスは1台あたり25人の乗車を想定

※3 ストレッチャー、車椅子どちらも乗車でき、配置により乗車台数を自由に変えられる車両を配備しているため、実際配備している車両の仕様を基に必要台数を積算

※4 支援者に、女川町(おながわちょう)、自主防災組織、民生委員、消防団等1名を含む

※5 「避難の実施により健康リスクが高まる者」は、安全に避難が実施できる準備が整うまで放射線防護対策施設に屋内退避

※6 必要車両台数については、相乗りにより重複しており、合計値が合わない場合がある

- おながわちょう
- 女川港到着後、施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数45人について、バス2台、福祉車両1台。
 - 各事業所の従業員の避難方法については各事業所単位で周知（施設敷地緊急事態で、自家用車等により帰宅）。

	想定対象人数※1	必要車両台数			備考
		バス※2	福祉車両※3 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※3 (車椅子仕様)	
在宅の避難行動要支援者及びその支援者を避難先施設に輸送	44人 (要支援者26人 +支援者18人)	2台 (要支援者24人 +支援者16人)	0台	1台 (要支援者2人 +支援者2人)	
在宅の避難行動要支援者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその支援者を放射線防護対策施設に輸送※4	0人	0台	0台	0台	
上記以外の施設敷地緊急事態要避難者等を避難先施設に輸送	1人	1台 (1人)	0台	0台	
合計	45人	2台※5	1台		

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 バスは1台あたり25人の乗車を想定

※3 ストレッチャー、車椅子どちらも乗車でき、配置により乗車台数を自由に変えられる車両を配備しているため、実際配備している車両の仕様を基に必要台数を積算

※4 「避難の実施により健康リスクが高まる者」は、安全に避難が実施できる準備が整うまで放射線防護対策施設に屋内退避

※5 必要車両台数については、相乗りにより重複しており、合計値が合わない場合がある

おながわちよう

- 施設敷地緊急事態発生時には、在宅の避難行動要支援者等の避難のために、女川町及び東北電力が配備する車両のほか、宮城県の要請に基づき、宮城県バス協会が調整・確保する車両により、必要車両台数を確保。
- 宮城県及び宮城県バス協会は、「原子力災害時における緊急輸送に関する協定書」※1に基づき住民避難用バスを確保。

		確保車両台数			備考
		バス※2	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数		5台	5台		【P33、P34参照】
(B) 確保車両台数		計5台以上	計5台		バスについては、1台あたり25人の乗車を想定した場合に確保しておく台数
確保先	おながわちよう 女川町	1台	0台	1台	おながわちよう 女川町のマイクロバス1台で、普通席21席、車椅子2席乗車可能であり、バス避難者(要支援者6人+支援者2人)と福祉車両(車椅子仕様)避難者(要支援者2人+支援者2人)が同時に乗車
	宮城県バス協会	4台以上	—	—	UPZ内のバス会社が保有する1台あたり25人乗車できるバスの車両総数105台
	とうほくでんりょく 東北電力	—	4台※3		とうほくでんりょく 東北電力の福祉車両は、ストレッチャー、車椅子の配置を自由に換えられる仕様

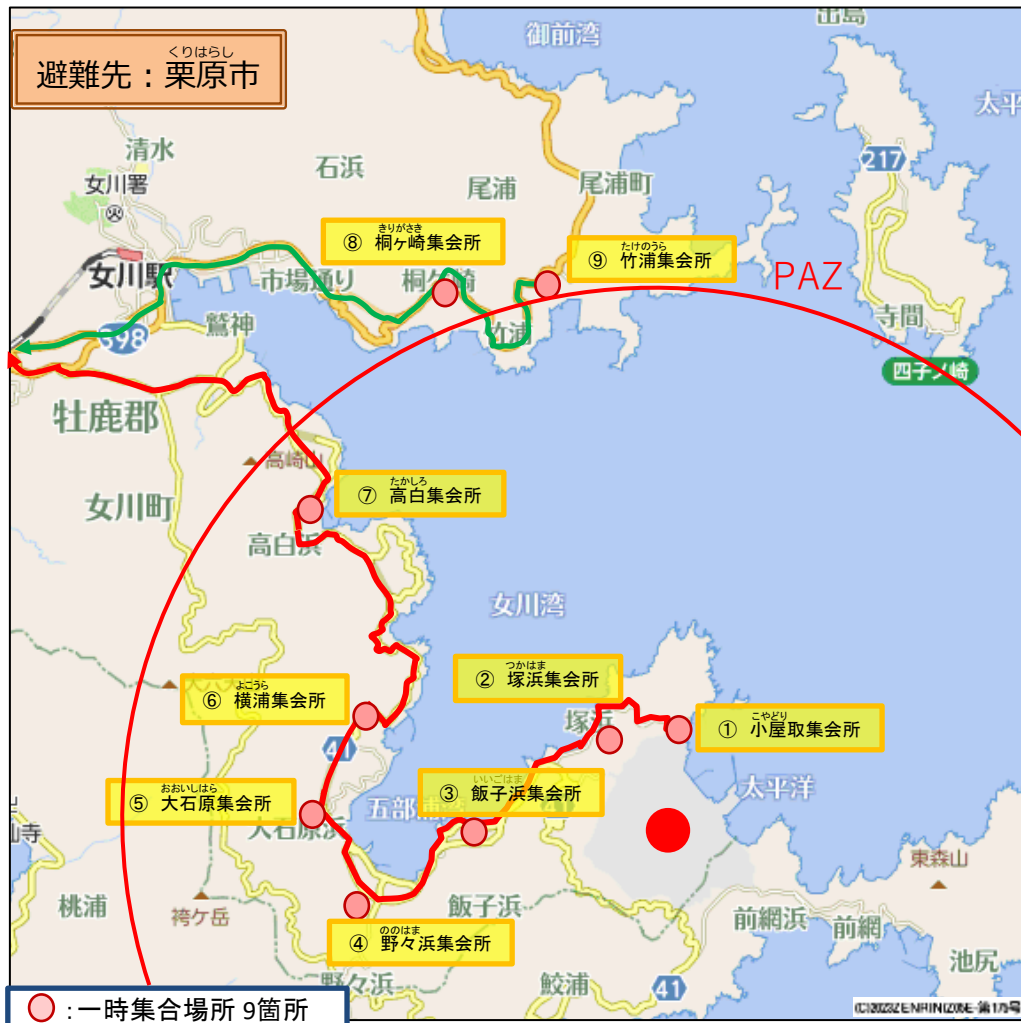
※1 宮城県と公益社団法人宮城県バス協会(協力事業者80社)が、平成30年9月13日に締結

※2 バスは1台あたり25人の乗車を想定(女川町おながわちようが確保するマイクロバス1台を除く)

※3 東北電力とうほくでんりょくの福祉車両のうち1台については、PAZから車椅子2人、準PAZから車椅子2人乗車し、避難先施設に輸送【P89参照】

※4 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

- 女川町（出島を除く）におけるPAZ内の住民のうち施設敷地緊急事態で一時集合場所からバスにより避難する者及びその支援者は合計41人。
- 9箇所の一時的集合場所を設置し、避難行動要支援者等は、あらかじめ指定された一時的集合場所に集合し避難を実施。



一時集合場所		バス必要台数
① 小豆取集会所	4人	1台
② 塚浜集会所	4人	
③ 飯子浜集会所	5人	1台
④ 野々浜集会所	2人	
⑤ 大石原集会所	4人	
⑥ 横浦集会所	5人	1台
⑦ 高白集会所	4人	
⑧ 桐ヶ崎集会所	4人	1台
⑨ 竹浦集会所	9人	
合計：9箇所	41人	3台

※①及び②の一時的集合場所では、バス避難者と福祉車両(車椅子仕様)避難者が女川町のマイクロバス1台で同時に乗車し避難
 ※③の一時的集合場所では、女川原子力PRセンターからの避難手段の無い者4人が追加で乗車し避難

- 宮城県及び女川町※1が手配する船舶を用いて、寺間港又は出島港から女川港へ海路避難を実施。女川港から栗原市若柳総合体育館（避難所受付ステーション※2）まで陸路で避難を実施。
- 海路避難の実施が困難な場合は、避難の態勢が整うまでの間、放射線防護対策施設にて屋内退避を実施。



※1 女川町(おながわちょう)と民間船舶事業者は、海路避難の輸送能力を確保するため、「原子力災害時の船舶による輸送等に関する協定」を締結している。
 ※2 避難支援アプリで避難所の案内を受け取ることで、避難所受付ステーションを経由せず、直接、避難先へ移動することが可能(詳細はP19参照)。
 ※3 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

- 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数63人について、バス4台、福祉車両3台。
- 各事業所の従業員の避難方法については各事業所単位で周知(施設敷地緊急事態で、自家用車等により帰宅)。

	想定対象人数※1	必要車両台数			備考
		バス※2	福祉車両※3 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※3 (車椅子仕様)	
学校の児童を避難先施設に輸送	5人 (児童2人 + 職員3人)	1台 (児童2人 + 職員3人)	0台	0台	【バス】 保護者への引渡しによりその分必要台数は減少【P27参照】
在宅の避難行動要支援者及びその支援者を避難先施設に輸送	29人 (要支援者18人 + 支援者※4 11人)	3台 (要支援者12人 + 支援者※4 5人)	0台	3台 (要支援者6人 + 支援者※4 6人)	【バス】 3ルートそれぞれ必要台数を算出した合計値【P40参照】
在宅の避難行動要支援者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその支援者を放射線防護対策施設に輸送※5	0人	0台	0台	0台	
上記以外の施設敷地緊急事態要避難者等を避難先施設に輸送	29人	3台 (29人)	0台	0台	【バス】 3ルートそれぞれ必要台数を算出した合計値【P40参照】
合 計	63人	4台※6	3台		

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値
 ※2 バスは1台あたり25人の乗車を想定
 ※3 ストレッチャー、車椅子どちらも乗車でき、配置により乗車台数を自由に変えられる車両を配備しているため、実際配備している車両の仕様を基に必要台数を積算
 ※4 支援者に、石巻市(いしのまきし)、自主防災組織、民生委員、消防団等7名を含む
 ※5 「避難の実施により健康リスクが高まる者」は、安全に避難が実施できる準備が整うまで放射線防護対策施設に屋内退避
 ※6 必要車両台数については、相乗りにより重複しており、合計値が合わない場合がある

- 施設敷地緊急事態発生時には、在宅の避難行動要支援者等の避難のために、石巻市及び東北電力いしのまきが配備する車両のほか、宮城県の要請に基づき、宮城県バス協会が調整・確保する車両により、必要車両台数を確保。
- 宮城県及び宮城県バス協会は、「原子力災害時における緊急輸送に関する協定書」※1に基づき住民避難用バスを確保。

		確保車両台数			備考
		バス※2	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数		4台	3台		【P38参照】
(B) 確保車両台数		計4台以上	計3台		
確保先	いしのまき 石巻市	3台	0台	2台	<small>いしのまき</small> ・石巻市の確保するバス1台と福祉車両(車椅子仕様)1台については、マイクロバス1台で普通席21席、車椅子2席乗車可能であり、バス避難者(合計15人)と福祉車両(車椅子仕様)避難者(要支援者2人+支援者2人)が同時に乗車 <small>いしのまき</small> ・石巻市の残りのバス2台は普通席24席
	宮城県バス協会	1台以上	—	—	UPZ内のバス会社が保有する1台あたり25人乗車できるバスの車両総数105台
	とうほくでんりよく 東北電力	—	1台		<small>とうほくでんりよく</small> 東北電力の福祉車両は、ストレッチャー、車椅子の配置を自由に変えられる仕様

※1 宮城県と公益社団法人宮城県バス協会(協力事業者80社)が、平成30年9月13日に締結

※2 バスは1台あたり25人の乗車を想定。ただし、石巻市いしのまきが確保するバスは備考のとおり

※3 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

石巻市における施設敷地緊急事態でのバス順路等

- 石巻市におけるPAZ内の住民のうち施設敷地緊急事態で一時集合場所からバスにより避難する者及びその支援者は合計46人。
- 8箇所の一時的集合場所を設置し、避難行動要支援者等は、あらかじめ指定された一時的集合場所に集合し避難を実施。



一時集合場所	人数	バス必要台数
① 寄磯小学校	13人	1台
② 前網地区振興会集会所	4人	
③ 鮫浦振興会集会所	0人	
④ 大谷川浜集会所	7人	1台
⑤ 泊地区コミュニティセンター	3人	
⑥ 谷川浜集会所	4人	1台
⑦ 小積浜集会所	4人	
⑧ 荻浜集会所	11人	3台
合計:8箇所	46人	

※⑦及び⑧の一時的集合場所では、バス避難者と福祉車両(車椅子仕様)避難者が石巻市のマイクロバス1台で同時に乗車し避難

※学校の児童を避難先施設に輸送するためのバス必要台数は以下のとおり

- ・寄磯小学校(児童2人、職員3人):1台

【P27参照】

- 避難の実施により健康リスクが高まる者については、安全に避難が実施できる準備が整うまで放射線防護機能を付加した近傍の放射線防護対策施設(4施設)へ屋内退避を実施。
- これら4施設では、PAZ内の在宅の避難行動要支援者等を施設入所者含め最大約435人収容可能。
- 放射線防護対策施設では、およそ3日を目安に生活できる食料及び生活物資等を確保するため、必要な備蓄と供給体制を整備。

放射線防護対策施設(4施設)

おながわちょう
女川町地域福祉センター
(収容可能者数:150人)



おながわ
旧女川第4小学校・女川第2中学校
(収容可能者数:75人)



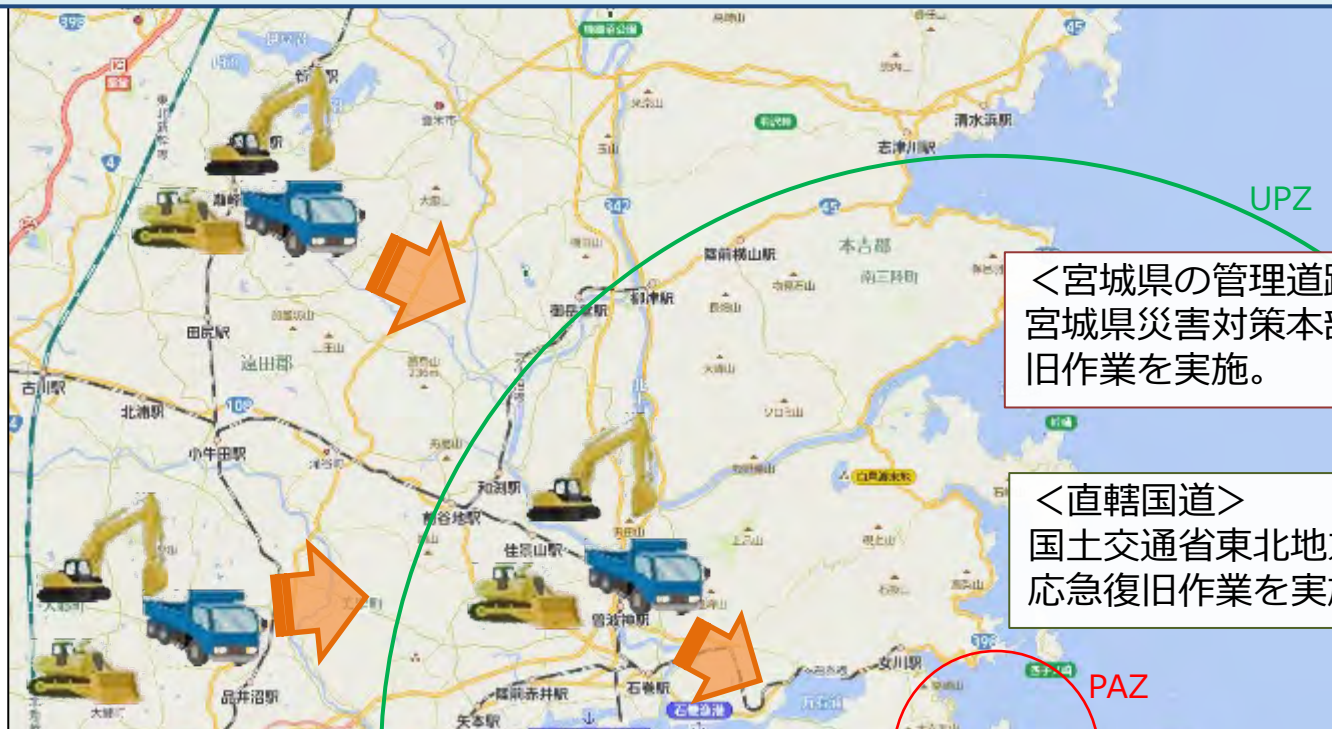
とまり
泊地区コミュニティセンター
(収容可能者数:140人)



よりいそ
寄磯小学校
(収容可能者数:70人)



- 避難開始前の段階において、避難計画で避難経路として定められている道路等が自然災害等により使用できない場合、宮城県おながわちよう、女川町いしのまきし及び石巻市は、代替経路を設定するとともに、道路等の管理者は復旧作業を実施。
- 直轄国道については、国土交通省東北地方整備局が早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努める。



＜宮城県の管理道路＞
宮城県災害対策本部が応急復旧作業を実施。

＜直轄国道＞
国土交通省東北地方整備局が応急復旧作業を実施。

- 災害発生時には、各管理道路のパトロールを実施し、被害の状況等を把握。
- 道路の被害状況を踏まえ、国、県がそれぞれ建設業協会等と締結している協定等をもとに、応急復旧を実施。

※ 不測の事態により対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

PAZ内における状況に応じた対応

- 自然災害等により予定していた経路による避難が実施できない場合は、迂回する陸路による避難や海路等といった避難を実施。なお、東北電力においても、ヘリコプターを確保し空路避難を支援。
- いずれの避難もできない場合には、屋内退避を実施し、避難態勢が整い次第避難を実施。

おながわちよう 女川町避難所受付ステーション※
くりはらし わかやなぎ 栗原市若柳総合体育館

いしのまきし 石巻市避難所受付ステーション※
おおさき 宮城県大崎合同庁舎

警戒本部
おながわちよう 女川町役場

警戒本部
いしのまきし 石巻市役所

警戒本部
宮城県庁

警戒本部
石巻市役所

(C)2023ZENRIN(USE-第115号)



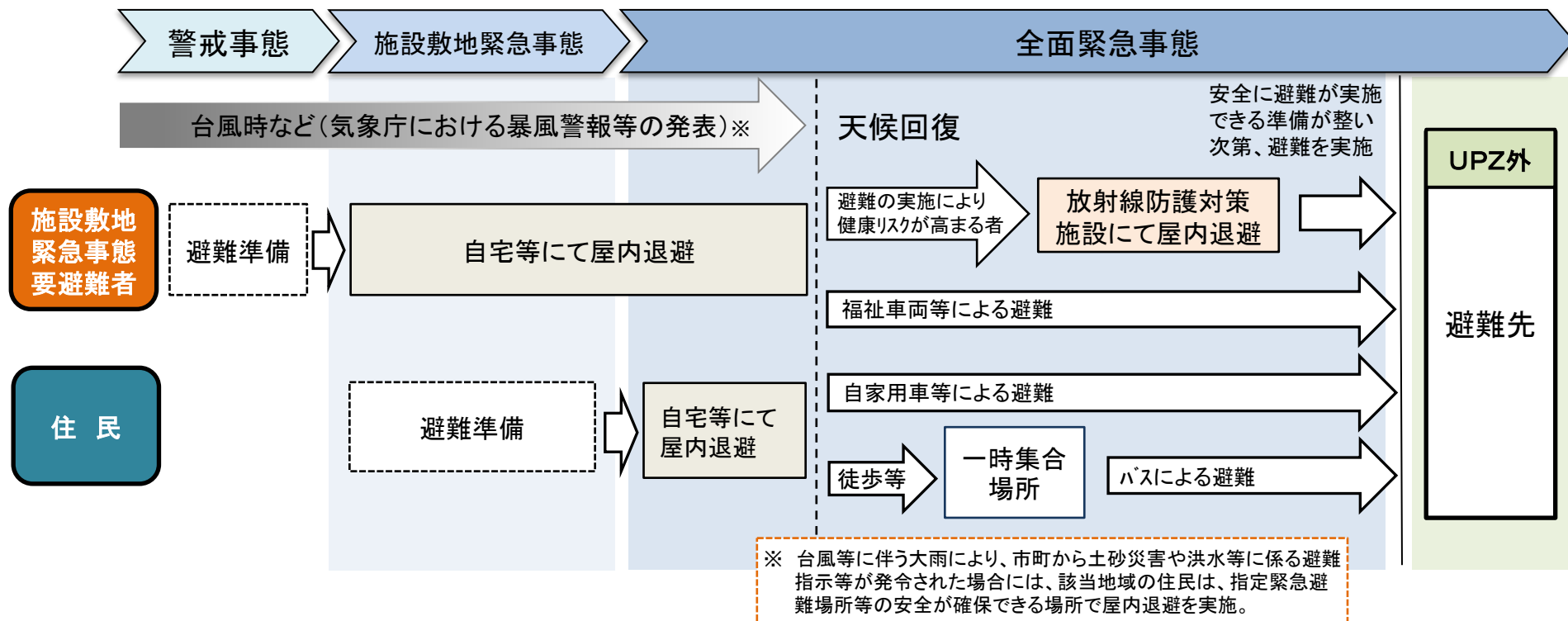
※避難支援アプリで避難所の案内を受け取ることで、避難所受付ステーションを経由せず、直接、避難先へ移動することが可能(詳細はP19参照)。

- 【凡例】**
- : おながわちよう 女川町一時集合場所
 - : いしのまきし 石巻市一時集合場所
 - ⚓: 港
 - Ⓜ: 臨時ヘリポート

台風時などにおけるPAZ内の防護措置

- 台風等により気象庁から暴風警報等が発表され、外出をすることで命に危険が及ぶような場合には、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者及び住民は、無理に避難せずに、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、例えば天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、避難を実施。また、避難の実施により健康リスクが高まる者は、近傍の放射線防護対策施設で屋内退避を実施。
- なお、全面緊急事態となった段階で天候が回復するなどし、避難を実施する際には、国及び宮城県等は、避難経路や避難手段のほか、原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等の情報共有や緊急時の対策についての確認・調整等を行う。

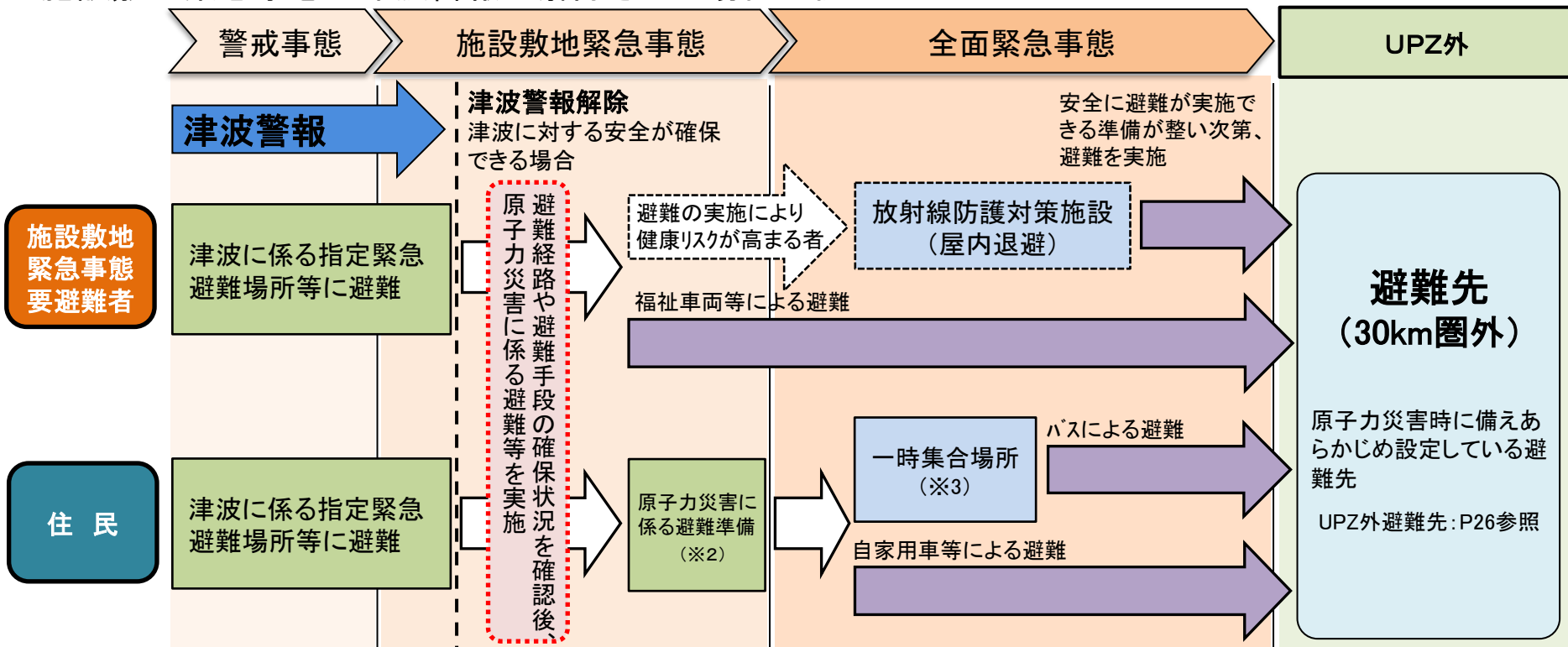
＜全面緊急事態で天候が回復した場合の対応の例＞ (外出をすることで命に危険が及ぶような場合)



津波との複合災害時におけるPAZ内の防護措置

- 津波との複合災害時(津波警報又は大津波警報の発表時)における避難行動では、住民の生命の安全確保を優先し、津波による人命へのリスクを回避するため、津波に係る指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所に避難を実施。
- その後、施設敷地緊急事態や全面緊急事態に至った場合であっても、津波に係る避難指示が発令されている場合には、原子力災害に対する避難行動よりも津波に対する避難行動を優先。
- 津波警報解除等津波に対する安全が確保できる場合(※1)は、避難経路、避難手段、プラントの状況等を確認し、原子力災害時に備えあらかじめ設定している避難先へ避難を実施。なお、避難の実施により健康リスクが高まる者は、安全に避難が実施できる準備が整うまで近傍の放射線防護対策施設へ屋内退避を実施。

<施設敷地緊急事態で津波警報が解除された場合の例>

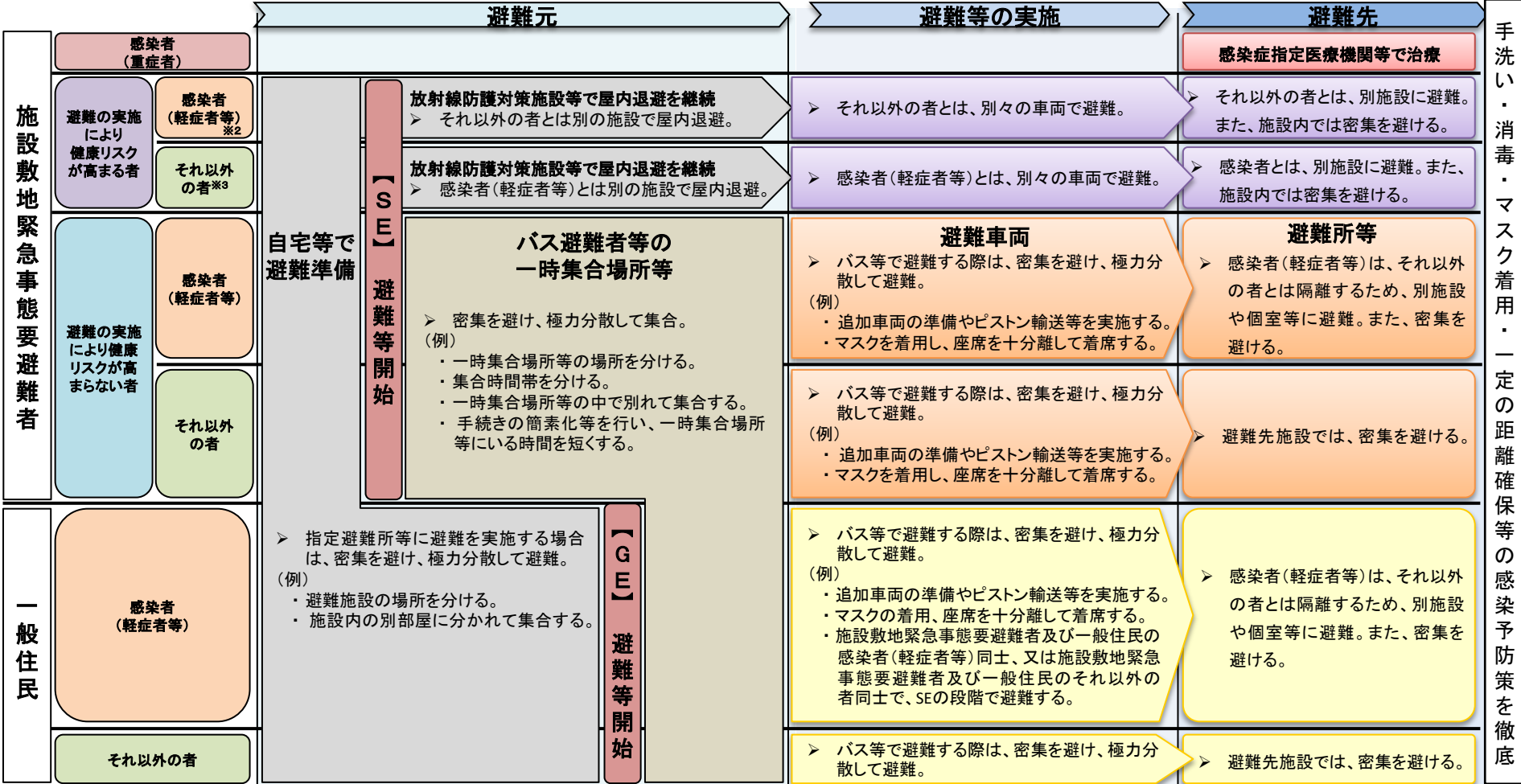


※1 津波警報等の発表中であっても、津波の影響を受けずに避難等の実施が可能であれば、原子力災害に係る避難等を実施。
 ※2 自宅が津波による被害を受けていない住民は、自宅にて原子力災害に係る避難準備を実施し、その他の住民は津波に係る指定緊急避難場所等で原子力災害に係る避難準備を実施。
 ※3 一時集合場所は、津波に係る指定緊急避難場所等にもなっている場合がある。

感染症※1の流行下でのPAZ内の防護措置

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、PAZ内の住民が避難を行う場合には、その過程(避難車両等)又は避難先(避難所等)などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

＜感染症(新型インフルエンザ等)の流行下での原子力災害が発生した場合(PAZ)＞



※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。

※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。

※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、避難所等)する。

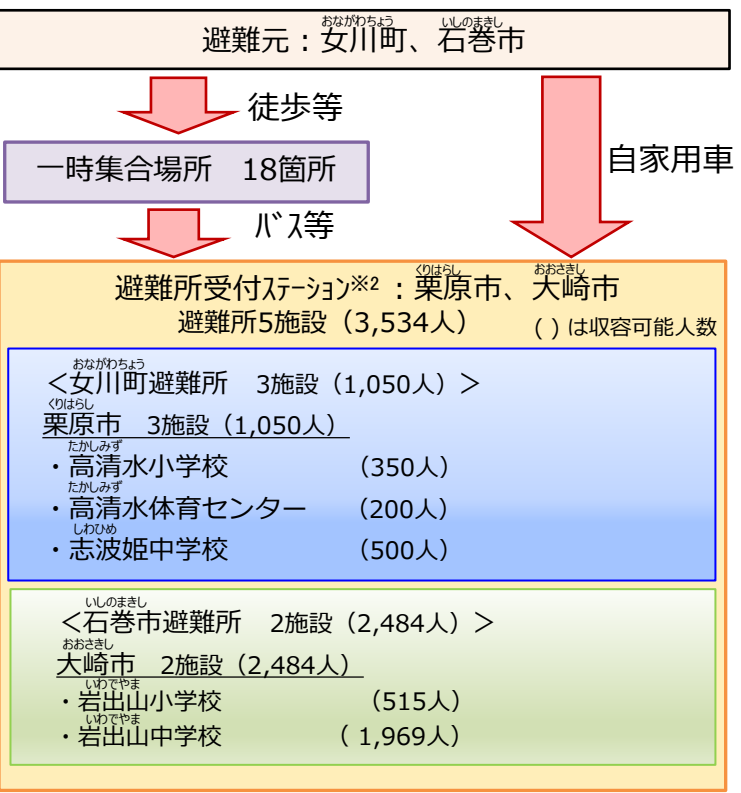
5. PAZ内の全面緊急事態 における対応

<対応のポイント>

1. 自家用車による避難ができない住民の移動手段(バス等)を確保し、避難を開始すること。
2. 避難先施設の受入体制を整えること。
3. 安定ヨウ素剤の服用等を指示すること。また、安定ヨウ素剤を持っていない者(紛失等)に、緊急配布すること。

PAZ内の住民の避難先及び避難住民数

- 女川町及び石巻市におけるPAZ内の住民について、自家用車で避難できる住民は、自家用車によりあらかじめ定められた避難所受付ステーション※2を經由し、避難所に避難。
- 自家用車で避難が困難な住民は、徒歩等で一時集合場所に集まり、宮城県、女川町及び石巻市が手配した車両等で、避難所受付ステーション※2を經由し、避難所に避難。
- 避難先については、避難計画に関する住民説明会や訓練等を通じて対象となる住民に周知。



※1 避難対象者数は、PAZ内住民の合計数から施設敷地緊急事態で避難する住民及びその支援者を引いた数字である。
 ※2 避難支援アプリで避難所の案内を受け取ることで、避難所受付ステーションを經由せず、直接、避難先へ移動することが可能（詳細はP 19参照）。

- おながわちよう 女川町において全面緊急事態で必要となる輸送能力は、92人分、バス5台。
- おながわちよう 女川町が保有するバスのほか、宮城県は、「原子力災害時における緊急輸送に関する協定書」※1に基づき、宮城県バス協会が調整・確保する車両により、必要車両台数を確保。
- 車両及び運転手については、宮城県バス協会等の協力により、更に余裕を持った台数・人数を確保。

< おながわちよう 女川町における全面緊急事態で必要となる輸送能力 >

		想定対象人数※2	想定必要バス数※3	備考
バスにより避難する住民	<small>いずしま</small> 出島を除く	47人	3台	各ルートそれぞれ必要台数を算出した合計値【P51参照】
	<small>いずしま</small> 出島※4	45人	2台	
合 計		92人	5台	

※1 宮城県と公益社団法人宮城県バス協会(協力事業者80社)が、平成30年9月13日に締結
 ※2 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値
 ※3 出島を除く地域の住民が乗車するバスは1台あたり25人、出島の住民が女川港(おながわこう)から乗車するバスは1台あたり40人を想定
 ※4 全面緊急事態で避難する出島(いずしま)の 住民は、女川港(おながわこう)からバスで避難所へ避難

< おながわちよう 女川町における全面緊急事態での輸送能力の確保 >

		確保車両台数	備考
		バス	
(A)最大必要車両台数		5台	
(B)車両確保台数		計5台以上	
確保先	宮城県バス協会	5台以上	UPZ内のバス会社が保有する1台あたり25人乗車できるバスの車両総数105台のうち、PAZ及び準PAZ内の施設敷地緊急事態で使用する22台の車両を除く、残りの83台、及び、1台あたり40人乗車できるバスの車両総数39台の車両を使用

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

- いしのまきし 石巻市において全面緊急事態で必要となる輸送能力は、143人分、バス7台。
- いしのまきし 石巻市が保有するバスのほか、宮城県は、「原子力災害時における緊急輸送に関する協定書」※1に基づき、宮城県バス協会が調整・確保する車両により、必要車両台数を確保。
- 車両及び運転手については、宮城県バス協会等の協力により、更に余裕を持った台数・人数を確保。

いしのまきし
＜石巻市における全面緊急事態で必要となる輸送能力＞

	想定対象人数※2	想定必要バス数※3	備考
バスにより避難する住民	143人	7台	各ルートそれぞれ必要台数を算出した合計値【P52参照】

※1 宮城県と公益社団法人宮城県バス協会（協力事業者80社）が、平成30年9月13日に締結
 ※2 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値
 ※3 バスは1台あたり25人の乗車を想定

いしのまきし
＜石巻市における全面緊急事態での輸送能力の確保＞

		確保車両台数	備考
		バス	
(A) 最大必要車両台数		7台	
(B) 車両確保台数		計7台以上	
確保先	宮城県バス協会	7台以上	UPZ内のバス会社が保有する1台あたり25人乗車できるバスの車両総数105台のうち、PAZ及び準PAZ内の施設敷地緊急事態で使用する22台の車両を除く、残りの83台の車両を使用

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請

女川町における自家用車で避難できない住民の数 及び各集合場所への配車順路

- 女川町によるアンケート調査の結果、PAZ内の女川町における自家用車で避難できない住民は92人。
- PAZ内の女川町(出島を除く)における自家用車で避難できない住民は、徒歩等で各一時集合場所に集まり、宮城県又は女川町が配車した車両で、避難先である栗原市へ避難。
- 出島の住民については、宮城県又は女川町で手配した船舶や車両で、避難先である栗原市へ避難。

各一時集合場所等への配車順路		人数	バス 必要台数
ルート1 (中型・小型 バス)	小屋取集会所→塚浜集会所→飯子浜集会所 →野々浜集会所→大石原集会所→横浦集会所 →高白集会所	32人	2台
ルート2 (中型・小型 バス)	竹浦集会所→桐ヶ崎集会所	15人	1台
ルート3 (船舶→ 中型・小型 バス)	旧女川第4小学校・女川第2中学校 →女川港	45人	2台
合計		92人	5台



【凡例】
●●●：一時集合場所

石巻市における自家用車で避難できない住民の数 及び各集合場所への配車順路

- 石巻市によるアンケート調査の結果、PAZ内の石巻市における自家用車で避難できない住民は143人。
- 自家用車で避難できない住民は、徒歩等で各一時集合場所に集まり、宮城県又は石巻市が配車した車両で、避難先である大崎市へ避難。



各集合場所への配車順路		人数	バス必要台数
ルート1 (中型・小型バス)	よりいそ 寄磯小学校 → まえあみ 前網地区振興会集会所 → さめのうら 鮫浦振興会集会所 → おおやがわはま 大谷川浜集会所	98人	4台
ルート2 (中型・小型バス)	とまり 泊地区コミュニティセンター → やがわはま 谷川浜集会所	32人	2台
ルート3 (中型・小型バス)	こづみはま 小積浜集会所 → おぎのはま 荻浜集会所	13人	1台
合計		143人	7台

【凡例】
●○●○：一時集合場所

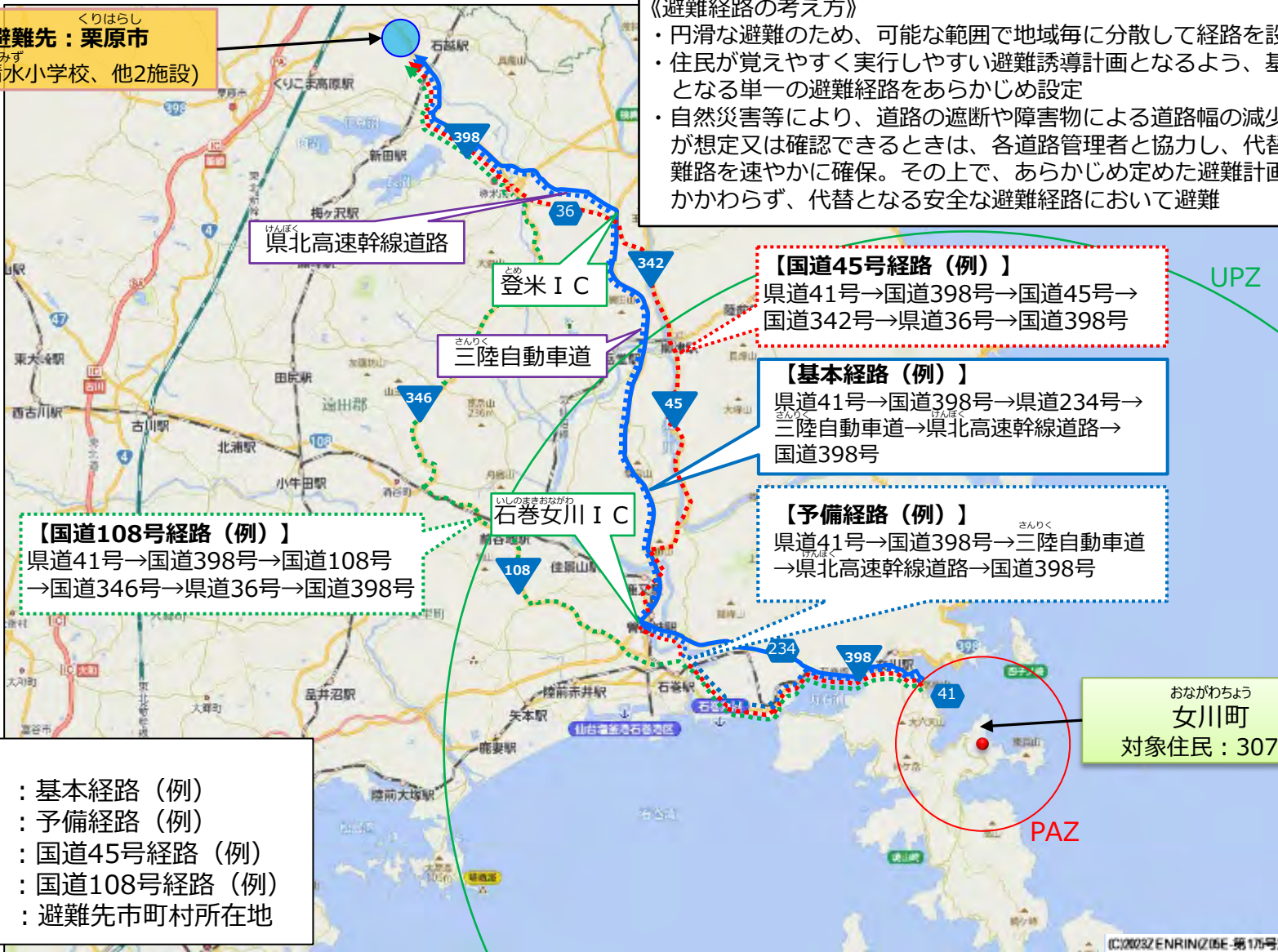
女川町におけるPAZ内から避難先までの主な経路

➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。

避難先：栗原市
（高清水小学校、他2施設）

《避難経路の考え方》

- ・円滑な避難のため、可能な範囲で地域毎に分散して経路を設定
- ・住民が覚えやすく実行しやすい避難誘導計画となるよう、基本となる単一の避難経路をあらかじめ設定
- ・自然災害等により、道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定又は確認できるときは、各道路管理者と協力し、代替避難路を速やかに確保。その上で、あらかじめ定めた避難計画にかかわらず、代替となる安全な避難経路において避難



【国道45号経路（例）】
 県道41号→国道398号→国道45号→
 国道342号→県道36号→国道398号

【基本経路（例）】
 県道41号→国道398号→県道234号→
 三陸自動車道→県北高速幹線道路→
 国道398号

【予備経路（例）】
 県道41号→国道398号→三陸自動車道
 →県北高速幹線道路→国道398号

【国道108号経路（例）】
 県道41号→国道398号→国道108号
 →国道346号→県道36号→国道398号

【凡例】

- : 基本経路（例）
- ⋯ : 予備経路（例）
- ⋯ : 国道45号経路（例）
- ⋯ : 国道108号経路（例）
- : 避難先市町村所在地

おながわちょう
 女川町
 対象住民：307人

➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



避難を円滑に行うための対応策①

- PAZ及びUPZ内の住民の車両による避難を円滑に行うため、県、関係市町及び県警等により道路渋滞を把握し、県警察による避難車両の誘導や、主要交差点等における交通整理・誘導・規制、「交通情報板」等を活用した広報等の交通対策を行う。

おながわ 女川地域における交通対策

○道路渋滞把握対策

テレビ伝送システムを活用し、道路渋滞の把握を実施

○交通誘導対策

主要交差点等における市町、県警察等の交通整理・誘導等により、円滑な避難誘導を実施

○交通広報対策

日本道路交通情報センター(JARTIC)、交通情報板、避難誘導・交通規制用自動制御板等を活用した広報
光ビーコンを活用した交通情報提供

○交通規制対策

混雑エリアでの交通規制、主要交差点における信号機操作等による円滑な交通流の確保

【凡例】

- 避難誘導及び交通規制箇所
- 有事対策用信号機・自家発電機能付信号機
- 交通情報板



- 宮城県は、原子力災害に関する基礎知識や原子力災害発生時にとるべき行動などについてまとめた「原子力防災の手引」を作成。外国人に対しても周知できるよう、英語版も作成。
- また、「原子力だよりみやぎ」等による広報活動を実施。「原子力だよりみやぎ」では、^{おながわ}女川原子力発電所周辺地域の環境影響の調査結果や、原子力防災の取組などを広く住民に情報提供するため、^{おながわ}女川原子力発電所から概ね30km圏内に位置する行政区内に年4回全戸配布。
- 原子力防災訓練のリーフレットにも「原子力防災のしおり」として原子力災害発生時にとるべき行動について掲載するなど、継続的な周知を実施。



【原子力防災の手引(日本語版・英語版)】

ホームページ上で閲覧可能

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/gentai/tebiki.html>



【原子力だよりみやぎ】

ホームページ上で閲覧可能

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/gentai/o-gensiryokudayori.html>



【原子力防災訓練リーフレット】

自然災害等により避難先施設が被災した場合の避難先施設の調整

- 自然災害等により、避難先施設が使用できなくなった場合は、UPZ外の県内避難先施設(合計437施設)を候補として、宮城県及び県内の市町村が調整のうえ、避難先施設を決定する。
- 宮城県内において避難先施設が確保できない場合には、国、全国知事会、災害時応援協定を締結している東北各県等と調整を行う。

宮城県内における避難先施設 (UPZ外)



市町村	受入施設数	受入可能人数
仙台市	91	70,108
塩竈市	1	1,150
気仙沼市	12	4,600
白石市	8	3,563
名取市	14	5,210
角田市	4	3,801
多賀城市	12	8,558
岩沼市	16	7,902
登米市	50	26,180
栗原市	44	16,710
大崎市	60	39,833
富谷市	10	2,621
蔵王町	4	1,730
七ヶ宿町	5	450
大河原町	5	1,300
村田町	2	850
柴田町	6	1,930
川崎町	3	1,050
丸森町	9	1,800

市町村	受入施設数	受入可能人数
亶理町	11	2,902
山元町	3	1,054
松島町	2	500
七ヶ浜町	2	2,000
利府町	5	1,548
大和町	5	5,680
大郷町	3	1,680
大衡村	11	2,324
色麻町	8	2,200
加美町	22	5,980
涌谷町	5	2,542
美里町	4	3,780
合計	437箇所	231,536人

: 避難受入市町村

6. 準PAZ内の^{おしか}牡鹿半島における対応

<対応のポイント>

PAZ内を通過しなければ避難ができないことから、準PAZとし、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態における防護措置については、PAZにおける対応と同様に実施。

準PAZ内における牡鹿半島の概要

- 女川原子力発電所から南へ5km離れた牡鹿半島内の地区では、放射性物質放出後に緊急時モニタリング結果を踏まえUPZによる一時移転等実施する際、陸路により牡鹿半島を北上し、PAZ内を通過しなければ避難ができないことから、当該地区を準PAZとし、全面緊急事態には住民の避難を開始するなどの防護措置を講じる。
- 牡鹿半島の準PAZ内には、1,663人が在住。



地区	人口	行政区
おしか 牡鹿	1,396人	あゆかわ 鮎川（第1～6）
		にいやま 新山
		くぐなり 十八成
		こぶち 小淵
		まきゆふん 給分
		おおはら 大原
		こあみくら 小網倉
おさのはま 狹浜	267人	まきのほま 牧浜
		たけのはま 竹浜
		まつねぎはま 狐崎浜
		すだちまはま 鹿立浜
		ふつきうら 福貴浦

※ 避難支援アプリで避難所の案内を受け取るにより、避難所受付ステーションを経由せず、直接、避難先へ移動することが可能(詳細はP19参照)。

宮城県、石巻市における初動対応

- 警戒事態が発生した段階で、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備のため、宮城県及び石巻市は、一時集合場所、学校、福祉施設に避難用車両等の手配を開始するとともに、避難誘導責任者を一時集合場所に速やかに配置し、一時集合場所の開設準備を開始。
- 石巻市は、各集落の消防団等と情報共有を図り、各集落の地域コミュニティと一体となった避難誘導體制を構築。



地区	行政区	自主防・消防団 (組織数)
おしか 牡鹿	鮎川 (第1~6)	1
	新山	1
	十八成	1
	小淵	1
	給分	1
	大原	1
	小網倉	1
おぎのはま 萩浜	牧浜	1
	竹浜	1
	狐崎浜	2
	鹿立浜	1
	福貴浦	1

※ 避難支援アプリで避難所の案内を受け取るにより、避難所受付ステーションを経由せず、直接、避難先へ移動することが可能(詳細はP19参照)。

住民への情報伝達

- 石巻市は、防災行政無線、緊急速報メールサービス、電子メール配信サービス、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。また、各一時集合場所に派遣された職員は、衛星携帯電話や移動系防災行政無線等により、石巻市と情報を共有。
- 消防団や自主防災組織は、住民に情報伝達を行うため、各消防団に配備している携帯端末、車載端末のデジタル防災行政無線や、各地区の防災行政無線屋外拡声子局に設置された双方向通信機により、石巻市と避難者の状況や避難誘導體制等、地域コミュニティを活用した情報共有を実施。
- 医療機関、社会福祉施設、保育所、小・中学校への情報伝達は、石巻市から実施。



自主防災組織は各地区の防災行政無線屋外拡声子局に設置された双方向通信機により、情報共有



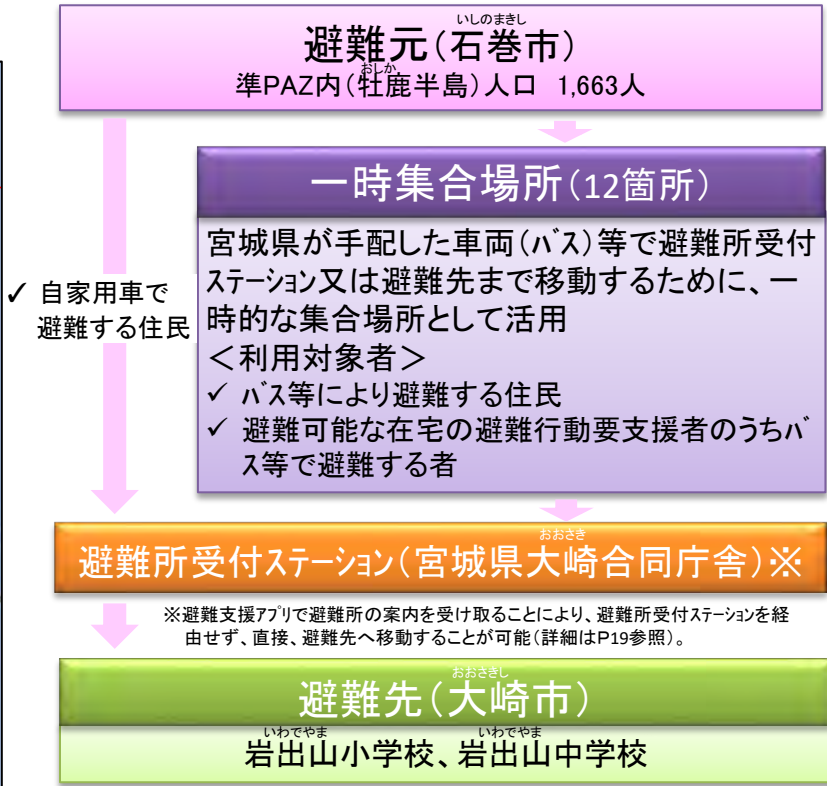
消防団は移動系デジタル防災行政無線等により情報共有

- 石巻市は、防災行政無線、緊急速報メールサービス、電子メール配信サービス、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。
- 各一時集合場所に派遣された職員は、衛星携帯電話や移動系防災行政無線等により石巻市と情報を共有。



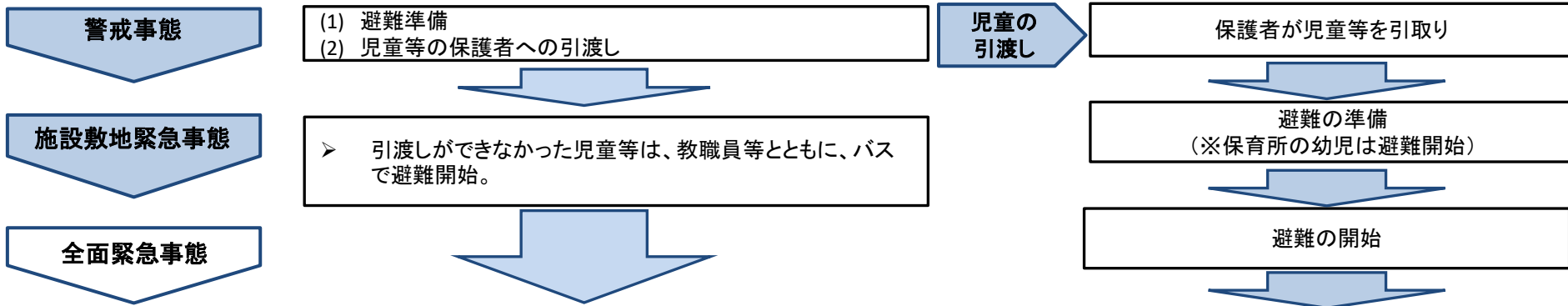
準PAZ内（牡鹿半島）における避難体制

- 警戒事態で、石巻市は住民広報、一時集合場所の開設準備を行い、宮城県は住民避難用バス等を手配するため、宮城県バス協会等に準備要請を行う。また、宮城県、石巻市は避難所受付ステーションの開設準備要請を行うとともに、石巻市は職員を避難所受付ステーションに派遣する。一方、施設敷地緊急事態要避難者は、避難準備等を行う。
- 施設敷地緊急事態で、石巻市は、住民へ避難準備の周知を行う。一方、施設敷地緊急事態要避難者は、支援者が同行することで避難可能な者等は避難先へ避難を開始する。なお、避難の実施により健康リスクが高まる者は安全に避難が実施できる準備が整うまで屋内退避を実施する。
- 全面緊急事態で、石巻市は住民に避難を指示。自家用車等で避難する住民は避難先へ移動する。バス等により避難する住民は、一時集合場所に集合し、その後、避難先へ移動する。



- 準PAZ内（^{おしか}牡鹿半島）の小中学校の児童等（3施設、45人）及び保育所の幼児（1施設、21人）は、警戒事態で、授業・保育を中止し、保護者へ引き渡す。
- 保護者への引渡しができなかった児童等は、施設敷地緊急事態で、教職員等とともに宮城県又は石巻市が手配するバスで避難し、避難所で保護者に引き渡す。
- 全ての学校・保育所において個別避難計画を策定済。

学校・保育所名称	人数		
	児童等	職員	合計
^{あゆかわ} 鮎川小学校（ ^{おしか} 牡鹿地区）	9人	7人	16人
^{おおはら} 大原小学校（ ^{おしか} 牡鹿地区）	14人	11人	25人
^{おしか} 牡鹿中学校（ ^{おしか} 牡鹿地区）	22人	13人	35人
^{おしか} 牡鹿地区保育所（ ^{おしか} 牡鹿地区）	21人	11人	32人
合計（4施設）	66人	42人	108人



避難所受付ステーション（^{おおさき}宮城県大崎合同庁舎）
 ※避難支援アプリで避難所の案内を受け取ることで、避難所受付ステーションを経由せず、直接、避難先へ移動することが可能（詳細はP19参照）。

避難所（児童等が居住している地区の避難先）
 保護者への引渡しができなかった児童等は、避難所で保護者に引渡し

※児童等の人数については、令和5年6月1日現在

準PAZ内（牡鹿半島）の医療機関及び社会福祉施設の入所者等の避難

- 準PAZ内（牡鹿半島）の医療機関及び社会福祉施設（4施設85人）の全てについて、個別避難計画を策定済みであり、UPZ外に避難先を確保。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策施設において、安全に避難が実施できる準備が整うまで屋内退避を実施。その他の避難可能な入所者等は、それぞれの避難先施設へ避難を実施。
- 準PAZ内（牡鹿半島）の医療機関については、宮城県おしかの被ばく医療アドバイザーや災害医療コーディネーターの助言を受け、宮城県が避難先を調整。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、宮城県が受入先を調整。
- 通所施設の利用者は、警戒事態で、サービスを中止し、家族等へ引き渡す。

避難元施設

< 準PAZ内（牡鹿半島）：4施設 >

避難先施設

<放射線防護対策施設>

番号	施設名	施設種別	定員数
1	石巻市立牡鹿病院 <small>いしのまきしりつ おしか</small>	医療機関	25人

※1



※2

※3

番号	施設種別	市町名	受入可能人数
1	UPZ外医療機関93施設		合計2,263人の受入可能

<放射線防護対策施設>

番号	施設名	施設種別	定員数
2	おしか清心苑 <small>せいしんえん</small>	特別養護老人ホーム	50人

※1



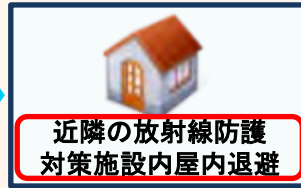
※2

※3

番号	施設種別	市町名	受入可能人数
2	特別養護老人ホーム	仙台市（4施設） <small>せんだいし</small>	65人
		岩沼市（2施設） <small>いわぬまし</small>	

番号	施設名	施設種別	定員数
3	ひまわり	共同生活援助支援事業グループホーム	7人
4	山ぼうし	共同生活援助支援事業グループホーム	3人

※1



※2

※3

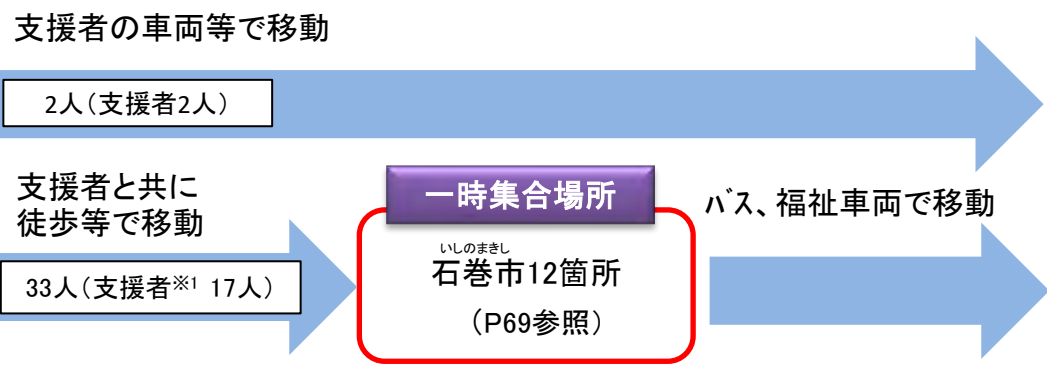
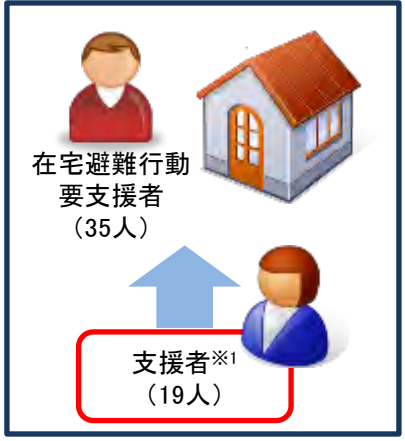
番号	施設種別	市町名	受入可能人数
3	民間宿泊施設	大崎市（1施設） <small>おおさきし</small>	10人

- ※1 避難の実施により健康リスクが高まる者は、安全に避難が実施できる準備が完了するまで放射線防護対策施設内で屋内退避
- ※2 輸送等の避難準備完了後、あらかじめ定められた避難先施設又は宮城県が調整した避難先施設へ避難

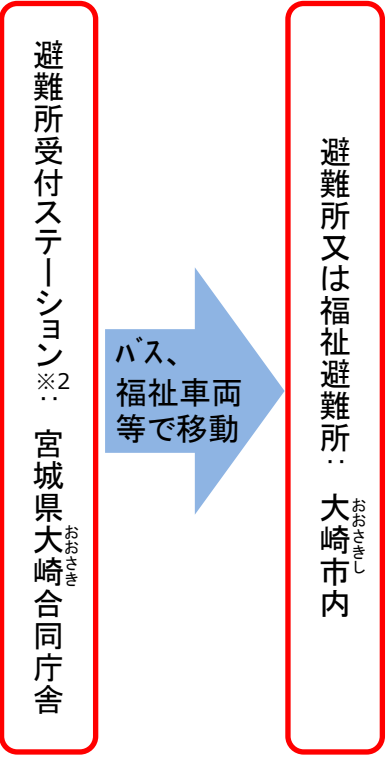
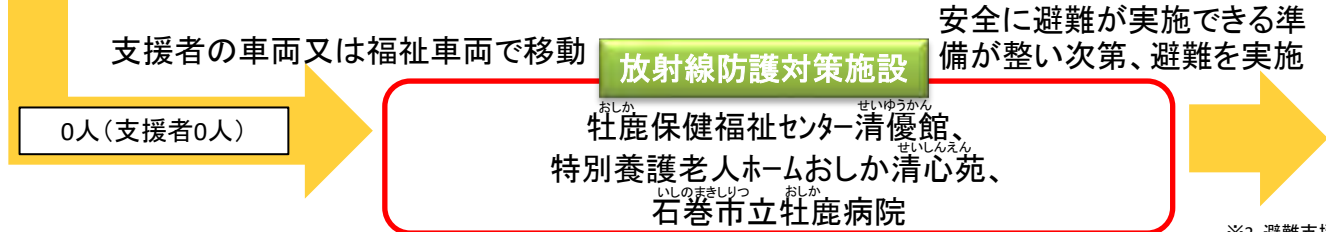
- ※3 避難可能な入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設又は宮城県が調整した避難先施設へ避難

- ▶ 在宅の避難行動要支援者35人のうち、14人は支援者がいることを確認。残る避難行動要支援者については、石巻市、自主防災組織、民生委員、消防団等を通じて支援者を確保。
- ▶ 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両、バス又は福祉車両で避難先へ移動。
- ▶ 避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両で、近傍の放射線防護対策施設へ移動。安全に避難が実施できる準備が整い次第、避難を実施。

支援者が同行することで避難可能な者



避難の実施により健康リスクが高まる者



※1 支援者に、石巻市(いしのまきし)、自主防災組織、民生委員、消防団等5名を含む

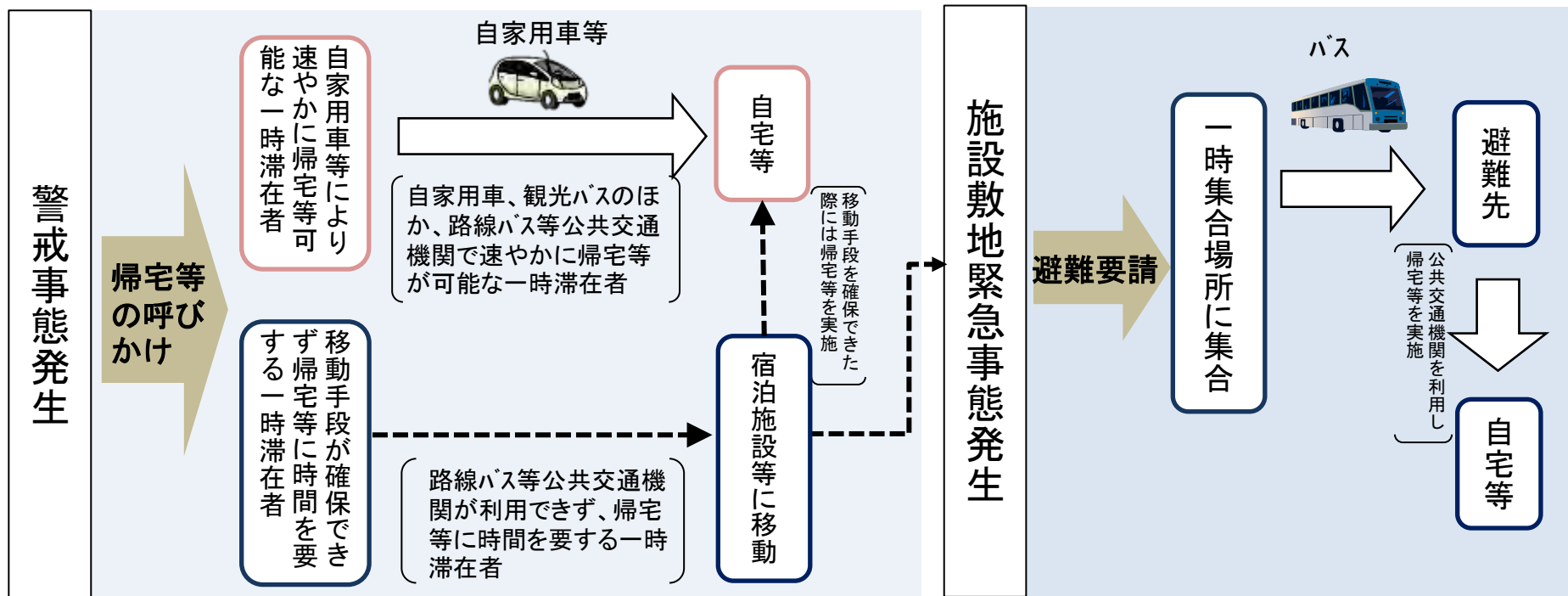
※2 避難支援アプリで避難所の案内を受け取ることににより、避難所受付ステーションを経由せず、直接、避難先へ移動することが可能(詳細はP19参照)。

安全に避難が実施できる準備が整うまで屋内退避を実施

準PAZ内（^{おしか}牡鹿半島）の観光客等一時滞在者の避難等

- 宮城県及び石巻市^{いしのまきし}は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態で、帰宅等呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等に移動し、施設敷地緊急事態で避難を実施。避難の際には、徒歩等により一時集合場所に集まり、宮城県や石巻市^{いしのまきし}が確保した車両により避難を実施。
- 各事業所の従業員の避難方法については各事業所単位で周知（施設敷地緊急事態で、自家用車等により帰宅）。

<観光客等一時滞在者の避難の流れ>



<準PAZ内（^{おしか}牡鹿半島）の観光客見込人数>

施設数	人数
4	1,458人

※観光客見込人数は令和4年実績
ピーク時(8月)における1日あたりの観光客数を基に算定

➤ 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数326人について、バス14台、福祉車両8台

	想定対象人数※1	必要車両台数			備考
		バス※2	福祉車両※3 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※3 (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等を避難先施設に輸送	108人 (児童等66人 + 職員42人)	5台 (児童等66人 + 職員42人)	0台	0台	【バス】 保護者への引渡しによりその分必要台数は減少【P63参照】 2ルートそれぞれ必要台数を算出した合計値【P69参照】
医療機関・社会福祉施設の入所者等を避難先施設に輸送	55人 (入所者42人 + 職員13人)	2台 (入所者28人 + 職員8人)	0台	5台 (入所者14人 + 職員5人)	【バス】 施設ごとにそれぞれ必要台数を算出した合計値【P64参照】
医療機関・社会福祉施設の入所者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者等を放射線防護対策施設に輸送※4	0人	0台	0台	0台	
在宅の避難行動要支援者及びその支援者を避難先施設に輸送	50人 (要支援者33人 + 支援者17※5人)	3台 (要支援者26人 + 支援者10※5人)	0台	3台 (要支援者7人 + 支援者7※5人)	【バス】 4ルートそれぞれ必要台数を算出した合計値【P69参照】
在宅の避難行動要支援者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその支援者を放射線防護対策施設に輸送※4	0人	0台	0台	0台	
上記以外の施設敷地緊急事態要避難者等を避難先施設に輸送	40人	2台 (40人)	0台	0台	40人全員がバスにより避難 【バス】 4ルートそれぞれ必要台数を算出した合計値
観光客等の一時滞在者の輸送	73人	3台 (73人)	0台	0台	1日あたりの観光施設の観光客見込人数1,458人のうち、約95%が自家用車や観光バスで来場する想定で、その5%を想定対象人数として算入【P66参照】
合計	326人	14台※6	8台		

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 バスは、牡鹿おしか半島の地域特性を踏まえ、1台あたり25人の乗車を想定

※3 ストレッチャー、車椅子どちらも乗車でき、配置により乗車台数を自由に変えられる車両を配備しているため、実際配備している車両の仕様を基に必要台数を積算

※4 「避難の実施により健康リスクが高まる者」は、安全に避難が実施できる準備が整うまで放射線防護対策施設に屋内退避

※5 支援者に、石巻市いしのまきし、自主防災組織、民生委員、消防団等5名を含む

※6 必要車両台数については、相乗りにより重複しており、合計値が合わない場合がある

- 施設敷地緊急事態発生時には、学校、医療機関、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者等の避難のために、^{いしのまきし}石巻市、医療機関、社会福祉施設及び^{とうほくてんりよく}東北電力が配備する車両のほか、宮城県の要請に基づき、宮城県バス協会が調整・確保する車両により、必要車両台数を確保。
- 宮城県及び宮城県バス協会は、「原子力災害時における緊急輸送に関する協定書」※1に基づき住民避難用バスを確保。

		確保車両台数			備考
		バス※2	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数		14台	8台		【P67参照】
(B) 確保車両台数		計14台以上	計8台		
確保先	^{いしのまきし} 石巻市	2台	0台	2台	<ul style="list-style-type: none"> ^{いしのまきし}石巻市の確保するバス1台と福祉車両(車椅子仕様)1台については、マイクロバス1台で普通席21席、車椅子2席乗車可能であり、バス避難者(合計18人)と福祉車両(車椅子仕様)避難者(要支援者2人+支援者2人)が同時に乗車 ^{いしのまきし}石巻市の残りのバス1台は普通席24席
	学校、医療機関、社会福祉施設	0台	0台	1台	
	宮城県バス協会	12台以上	—	—	UPZ内のバス会社が保有する1台あたり25人乗車できるバスの車両総数105台のうち、PAZ内の施設敷地緊急事態で使用する5台の車両を除く、残りの100台の車両を使用
	^{とうほくてんりよく} 東北電力	—	5台		^{とうほくてんりよく} 東北電力の福祉車両は、ストレッチャー、車椅子の配置を自由に変えられる仕様

※1 宮城県と公益社団法人宮城県バス協会(協力事業者80社)が、平成30年9月13日に締結

※2 バスは、牡鹿(おしか)半島の地域特性を踏まえ、1台あたり25人の乗車を想定。ただし、石巻市(いしのまきし)が確保するバスは備考のとおり

※3 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

準PAZ内（牡鹿半島）における施設敷地緊急事態でのバス順路等

- 石巻市における準PAZ内（牡鹿半島）の住民のうち施設敷地緊急事態で一時集合場所からバスにより避難する者及びその支援者は合計76人。
- 12箇所の一時的集合場所を設置し、避難行動要支援者等は、あらかじめ指定された一時集合場所に集合し避難を実施。



対象行政区	一時集合場所	バス必要台数	
あゆかわ 鮎川第2～6	① 牡鹿中学校	12人	1台
あゆかわ 鮎川第1	② 鮎川小学校	0人	
くぐり 十八成	③ 十八成自治会集会所	4人	1台
いいやま 新山	④ 新山振興会集会所	0人	
こぶち 小淵	⑤ 小淵地区集会所	14人	1台
きゅうふんはま 給分浜	⑥ 給分浜集会所	4人	
おおほら 大原	⑦ 大原小学校	2人	2台
こあみくら 小網倉	⑧ 小網倉清水田集会所	0人	
すだちほま 鹿立浜、福貴浦	⑨ 鹿立浜集会所	20人	2台
きつねぎはま 狐崎浜	⑩ 狐崎漁村センター	9人	
たけのはま 竹浜	⑪ 竹浜集会所	2人	4台
まぎのはま 牧浜	⑫ 牧浜集会所	9人	
合計: 12箇所		76人	4台

※①の一時集合場所では、観光施設からの避難手段の無い者67人、③の一時集合場所では、観光施設からの避難手段の無い者6人が追加で乗車し避難

※⑩及び⑫の一時集合場所では、バス避難者と福祉車両(車椅子仕様)避難者が石巻市のマイクロバス1台で同時に乗車し避難

※学校の児童等を避難先施設に輸送するためのバス必要台数は以下のとおり

- ・牡鹿地区保育所(幼児21人、職員11人)、鮎川小学校(児童9人、職員7人)、牡鹿中学校(生徒22人、職員13人)⇒4台
- ・大原小学校(児童14人、職員11人)⇒1台

【P63参照】

避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者に係る対応

- 避難の実施により健康リスクが高まる者については、安全に避難が実施できる準備が整うまで放射線防護機能を付加した近傍の放射線防護対策施設(3施設)へ屋内退避を実施。
- これら3施設では、施設入所者と準PAZ内の在宅の避難行動要支援者等を最大約335人収容可能。
- 放射線防護対策施設では、およそ3日を目安に生活できる食料及び生活物資等を確保するため、必要な備蓄と供給体制を整備。

放射線防護対策施設(3施設)



おしか
牡鹿病院
(収容可能者数: 125人)



おしか清心苑
(収容可能者数: 150人)



おしか
牡鹿保健福祉センター清優館
(収容可能者数: 60人)



準PAZ内（牡鹿半島）の住民の避難

- 石巻市の2地区（牡鹿地区、荻浜地区）における準PAZ内の住民について、自家用車で避難できる住民は、自家用車により、避難先（大崎市）へ移動。
- 自家用車で避難が困難な住民は、徒歩等で一時集合場所に集まり、宮城県及び石巻市が手配した車両で、避難先（大崎市）へ移動。
- 2地区における避難先については、避難計画に関する住民説明会や訓練等を通じて対象となる住民に周知。

避難元：荻浜地区、牡鹿地区

徒歩等

一時集合場所

牡鹿地区：小網倉清水田集会所
大原小学校
小淵地区集会所
給分浜集会所
新山振興会集会所
十八成自治会集会所
鮎川小学校
牡鹿中学校
荻浜地区：狐崎漁村センター
鹿立浜集会所
竹浜集会所
牧浜集会所

自家用車

バス

避難所受付ステーション※2：宮城県大崎合同庁舎

大崎市が避難所を指示

大崎市 避難所（計2施設 2,484人受入可能）

準PAZ内 （牡鹿半島）	避難 対象者	バス 避難者数	自家用車 避難者数
牡鹿地区	1,348人	434人	914人
荻浜地区 （PAZ内の荻浜を除く）	226人	75人	151人
合計	1,574人	509人	1,065人



※1 避難対象者数は、準PAZ内（牡鹿半島）住民の合計数から施設敷地緊急事態で避難する住民及びその支援者を引いた数字である。
 ※2 避難支援アプリで避難所の案内を受け取ることで、避難所受付ステーションを経由せず、直接、避難先へ移動することが可能（詳細はP19参照）。

- 全面緊急事態で必要となる輸送能力は、509人分、バス21台。
- いしのまきし 石巻市が保有するバスのほか、宮城県は、「原子力災害時における緊急輸送に関する協定書」※1に基づき、宮城県バス協会が調整・確保する車両により、必要車両台数を確保。
- 車両及び運転手については、宮城県バス協会等の協力により、更に余裕を持った台数・人数を確保。

<全面緊急事態で必要となる輸送能力>

	想定対象人数※2	想定必要バス数※3	備考
バスにより避難する住民	509人	21台	各ルートそれぞれ必要台数を算出した合計値【P73参照】

※1 宮城県と公益社団法人宮城県バス協会（協力事業者80社）が、平成30年9月13日に締結

※2 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※3 バスは、おしか 牡鹿半島の地域特性を踏まえ、1台あたり25人の乗車を想定

<全面緊急事態での輸送能力の確保>

		確保車両台数	備考
		バス	
(A)必要車両台数		21台	
(B)車両確保台数		計21台以上	
確保先	宮城県バス協会	21台以上	UPZ内のバス会社が保有する1台あたり25人乗車できるバスの車両総数105台のうち、PAZ内の施設敷地緊急事態及び全面緊急事態、準PAZ内（ <small>おしか</small> 牡鹿半島）の施設敷地緊急事態で使用される32台の車両を除く、残りの73台の車両を使用

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請

自家用車で避難できない住民の数及び各集合場所への配車順路

- 石巻市いしのまきしによるアンケート調査の結果、自家用車で避難できない住民は509人。
- 自家用車で避難できない住民は、徒歩等で各一時集合場所に集まり、宮城県又は石巻市いしのまきしが配車した車両で、避難先である大崎市おおさきしへ避難。



各集合場所への配車順路		人数	バス 必要台数
ルート1 (中型・小型 バス)	おしか ① 牡鹿中学校 → あゆかわ ② 鮎川小学校 → くぐなり ③ 十八成自治集会所	247人	10台
ルート2 (中型・小型 バス)	にいやま ④ 新山振興会集会所	17人	1台
ルート3 (中型・小型 バス)	こぶち ⑤ 小淵地区集会所 → きゅうぶんはま ⑥ 給分浜集会所 → おおはら ⑦ 大原小学校 → こあみくら ⑧ 小網倉清水田集会所	170人	7台
ルート4 (中型・小型 バス)	すだちはま ⑨ 鹿立浜集会所 → きつねざき ⑩ 狐崎漁村センター → たけのはま ⑪ 竹浜集会所 → まぎのはま ⑫ 牡浜集会所	75人	3台
合計		509人	21台

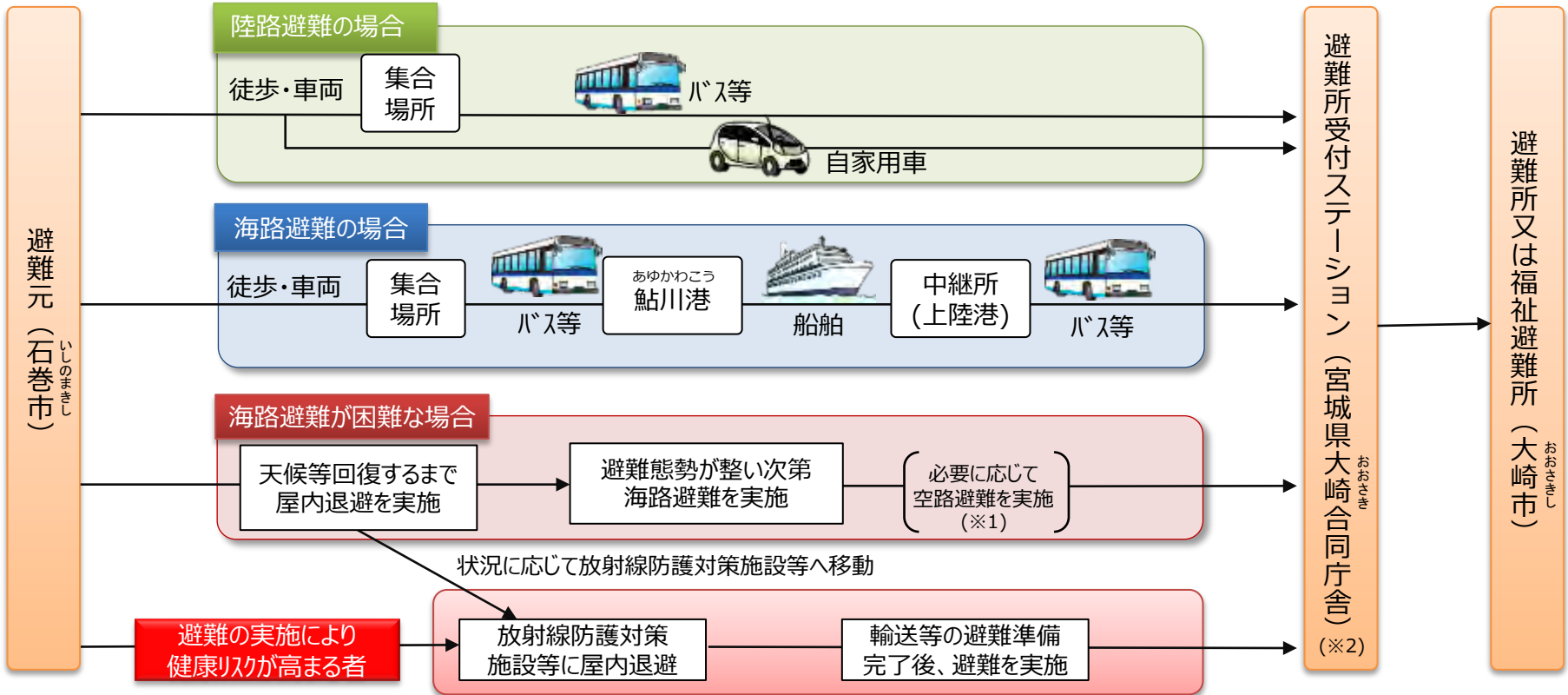
準PAZ内（牡鹿半島）から避難先までの主な経路

- 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



- 自然災害により陸路による避難が実施できない場合は、海路による避難を実施。
- 悪天候等により海路による避難が困難な場合は、天候等回復するまで屋内退避を実施し、避難態勢が整い次第海路による避難を実施。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、近隣の放射線防護対策施設を含む屋内退避施設で屋内退避を継続。輸送等の避難準備完了後、避難を実施。

<状況に応じた対応例>



※1 空路避難は、ヘリポート適地（ヘリ離着陸場として指定されているヘリポート、県地域防災計画で離着陸場として記載されているグラウンドなどの臨時ヘリポート等）や防災離着陸候補地（過去に訓練や救急活動で使用実績がある場所、また現地調査により条件付きも含めヘリの離着陸が可能とされた場所等）を活用
 ※2 避難支援アプリで避難所の案内を受け取ることで、避難所受付ステーションを経由せず、直接、避難先へ移動することが可能（詳細はP19参照）。
 ※3 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請

- 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態における準PAZ内（^{おしか}牡鹿半島）での防護措置については、発電所や周辺の道路・港湾等の状況に応じ、多様な対応（陸路避難、海路避難、空路避難、屋内退避）をとることが必要。

【道路等の状況を確認】

- ①警戒事態：宮城県、^{いしのまき}石巻市が、道路や港湾等の状況を確認し、避難方法の検討を開始
- ②施設敷地緊急事態：防護措置の方法を決定し、住民に広報を実施



【具体的な防護措置の検討プロセスイメージ（案）】

・^{おしか}県道2号線や^{おしか}県道220号線により、牡鹿半島を北上する陸路避難が可能か。

可能

・いずれか一方による北上が可能の場合は陸路避難

不可能

✓どちらの道路でも北上が不可能な場合

・^{おしか}牡鹿半島の先にある^{あゆかわこう}鮎川港が使用可能か。
・船舶は確保・使用が可能か（気象状況含む）。
・^{おしか}県道2号線や^{おしか}県道220号線により、牡鹿半島の先にある^{あゆかわこう}鮎川港までの避難が可能か。

可能

・港、船舶、港までの道路がいずれも使用可能であれば、陸路避難及び海路避難

不可能

✓港、船、港までの道路、いずれか一つでも使用不可能な場合

・避難元地区近辺のヘリポート適地の使用が可能か。
・ヘリの使用が可能か（気象状況含む）。

可能

・屋内退避後、空路避難

不可能

・屋内退避をし、道路啓開や気象状況等により、陸路、海路、又は、空路の避難が可能となり次第、直ちに避難を開始

準PAZ内（牡鹿半島）における状況に応じた住民の避難

- ▶ 放射性物質放出まで時間的猶予があり、県道2号又は県道220号が使用可能な場合には、陸路による避難を実施。
- ▶ 陸路による北上が不可能な場合は、^{あゆかわこう}鮎川港まで移動し海路避難を実施。海路避難が不可能な場合は、^{どうほくてんりよく}屋内退避又は空路避難を実施。なお、東北電力においても、^{どうほくてんりよく}ヘリコプターを確保し空路避難を支援。



※ 避難支援アプリで避難所の案内を受け取ることで、避難所受付ステーションを経由せず、直接、避難先へ移動することが可能（詳細はP19参照）。



7. 準PAZ内の離島における対応

<対応のポイント>

島外への避難の際、発電所近傍を通る海路避難や、^{おしか}牡鹿半島内の港に上陸後、PAZ内を通過する陸路避難も考えられることから、準PAZとし、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態における防護措置については、PAZにおける対応と同様に実施。

準PAZ内における離島の概要

- 牡鹿半島周辺の4つの離島については、島外への避難の際、発電所近傍を通る海路避難や、牡鹿半島内の港に上陸後、PAZ内を通過する陸路避難も考えられることから、準PAZとする。
- 原子力災害時の防護措置として、島外避難が必要となった場合は海路により避難を実施。また複合災害や悪天候等により島外避難ができない場合は、避難の準備が整うまでの間、島内の放射線防護対策施設等において屋内退避を継続。
- 島外避難ができない場合に備え、放射線防護対策施設等を整備するとともに、食料や飲料水等の備蓄や防災行政無線などの情報受伝達手段を確保。

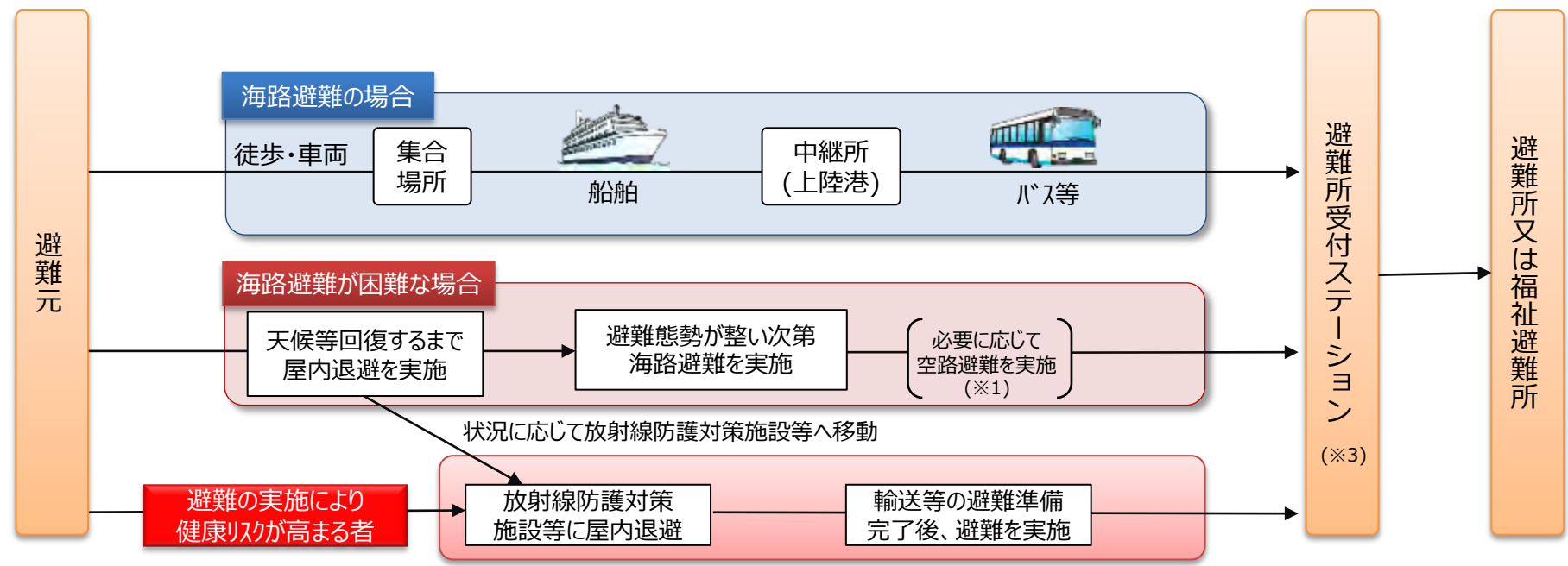
所在地	離島名称	人口
おながわちよう 女川町	えのしま 江島	46人
いしのまきし 石巻市	たしろじま 田代島	47人
	あじしま 網地島	279人
	きんかさん 金華山	8人



準PAZ内の離島における避難等の基本フロー

- 準PAZ内の離島では、施設敷地緊急事態で、施設敷地緊急事態要避難者の海路避難を実施、全面緊急事態で、全住民の海路避難を実施。
- 複合災害等により船舶による避難が困難な場合や、避難の実施により健康リスクが高まる者は、近隣の放射線防護対策施設を含む屋内退避施設に屋内退避を継続し、避難態勢が十分に整った段階で避難を実施。

＜状況に応じた対応例＞



※1 空路避難は、ヘリポート適地（ヘリ離着陸場として指定されているヘリポート、県地域防災計画で離着陸場として記載されているグラウンドなどの臨時ヘリポート等）や防災離着陸候補地（過去に訓練や救急活動で使用実績がある場所、また現地調査により条件付きも含めヘリの離着陸が可能とされた場所等）を活用

※2 女川町（おなかわちょう）・石巻市（いしのまきし）と民間船舶事業者は、海路避難の輸送能力を確保するため、「原子力災害時の船舶による輸送等に関する協定」を締結している。

※3 避難支援アプリで避難所の案内を受け取ることで、避難所受付ステーションを経由せず、直接、避難先へ移動することが可能（詳細はP19参照）。

※4 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請

- 準PAZ内の離島では、避難の実施により健康リスクが高まる者が、輸送等の避難態勢が整うまでの間、屋内退避を行う施設として、放射線防護対策施設等を整備。
- 複合災害や悪天候等により住民が島外避難ができない場合にも、避難態勢が整うまでの間、放射線防護対策施設等において屋内退避を実施。



- 警戒事態が発生した段階で、宮城県からの指示により、女川町及び石巻市は、離島の自主防災組織及び消防団等に、放射線防護対策施設への要配慮者等の避難準備及び一時集合場所の開設準備等を指示。
- 指示を受けた各離島の自主防災組織及び消防団等は、離島内の住民に対して要配慮者等の放射線防護対策施設への避難準備の指示を伝達するとともに、一時集合場所の開設準備等を実施。
- 女川町及び石巻市は、自主防災組織や消防団等と情報共有を図り、地域コミュニティと一体となった避難誘導體制を構築。

おながわちよう 女川町	自主防・消防団等 (組織数)
江島 (えのしま)	1

いしのまきし 石巻市	自主防・消防団等 (組織数)
田代島 (たしろじま)	2
網地島 (あじしま)	3
金華山 (きんかさん)	0

- ※1 女川町には災害警戒本部、石巻市には災害警戒本部及び牡鹿支部があることから、これらの職員が自主防災組織・消防団等と連携して初動対応を実施
- ※2 女川町は、江島に女川町消防団第7分団を設置。石巻市は、田代島に石巻市消防団石巻地区団第11分団第3部仁斗班と大泊班、網地島に牡鹿地区団第3分団長渡班と網地班及び網地地区自主防災組織を設置



準PAZ内の離島における住民への情報伝達

- 女川町^{おながわちよう}及び石巻市^{いしのまきし}は、各離島に情報伝達が可能な防災行政無線等のほか、自主防災組織連絡網、消防団による広報巡回、ホームページ等を活用し情報を伝達。
- 離島における自主防災組織や消防団等は、住民への情報伝達や避難者の状況、避難誘導體制等に関する情報共有を行うため、各離島に配備している携帯端末、衛星電話、各地区の防災行政無線屋外拡声子局に設置された双方向通信機を活用。
- 網地島^{あじしま}における医療機関への情報伝達は、宮城県及び石巻市^{いしのまきし}が連携して実施。
- 離島周辺の船舶には、関係市町における漁業無線等の業務用移動通信等を活用し情報を伝達。



石巻市
● 田代島、網地島、金華山の対象区域に防災行政無線屋外拡声子局を設置するとともに、全戸に告知放送受信機を配布。

女川町
● 江島に防災行政無線屋外拡声子局を設置。



(告知放送受信機)

【凡例】
赤字・・・女川町
青字・・・石巻市



(屋外拡声子局)

準PAZ内の離島における避難体制

- 警戒事態で、女川町及び石巻市は住民広報、一時集合場所の開設準備を行う。宮城県、女川町及び石巻市は離島からの避難に必要な船舶の手配を開始し、宮城県は女川港又は石巻港から避難先までの移動に必要な住民避難用バス等を手配するため、宮城県バス協会等に準備要請を行う。一方、施設敷地緊急事態要避難者は、避難準備等を行う。
- 施設敷地緊急事態で、女川町及び石巻市は、住民へ避難準備の周知を行う。一方、施設敷地緊急事態要避難者は、支援者が同行することで避難可能な者等は離島からの避難を開始する。なお、避難の実施により健康リスクが高まる者は安全に避難が実施できる準備が整うまで放射線防護対策施設へ移動し屋内退避を実施する。
- 全面緊急事態で、女川町及び石巻市は住民に離島からの避難を指示。

避難元(女川町)

えのしま
江島

準PAZ内離島人口
46人

避難元(石巻市)

たしろじま あじしま きんかさん
田代島、網地島、金華山

準PAZ内離島人口
334人

一時集合場所

避難先まで移動するために、
一時的な集合場所として活用

女川町
江島：旧江島自然活動センター

石巻市
田代島：田代島開発総合センター

網地島：網地自治会館、
長渡地区振興会館

金華山：金華山黄金山神社参集殿

乗船場所

女川町
江島：江島漁港

石巻市
田代島：仁斗田港
又は大泊港

網地島：網地港
又は長渡港

金華山：金華山港

下船場所

女川町
江島：女川港

石巻市
田代島：石巻港

網地島：石巻港

金華山：石巻港

避難所受付ステーション※

避難先に移動するための受付等を実施

女川町 栗原市若柳総合体育館

石巻市 宮城県大崎合同庁舎

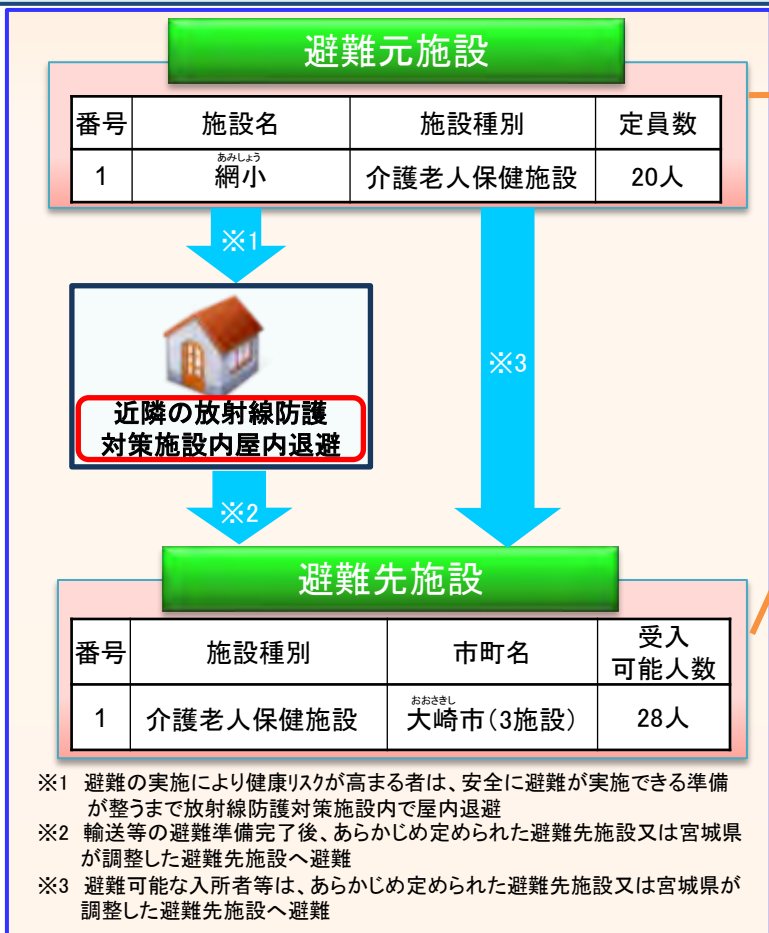
避難先

女川町
栗原市(高清水小学校)

石巻市
大崎市
(鳴子公民館・鳴子スポーツセンター)

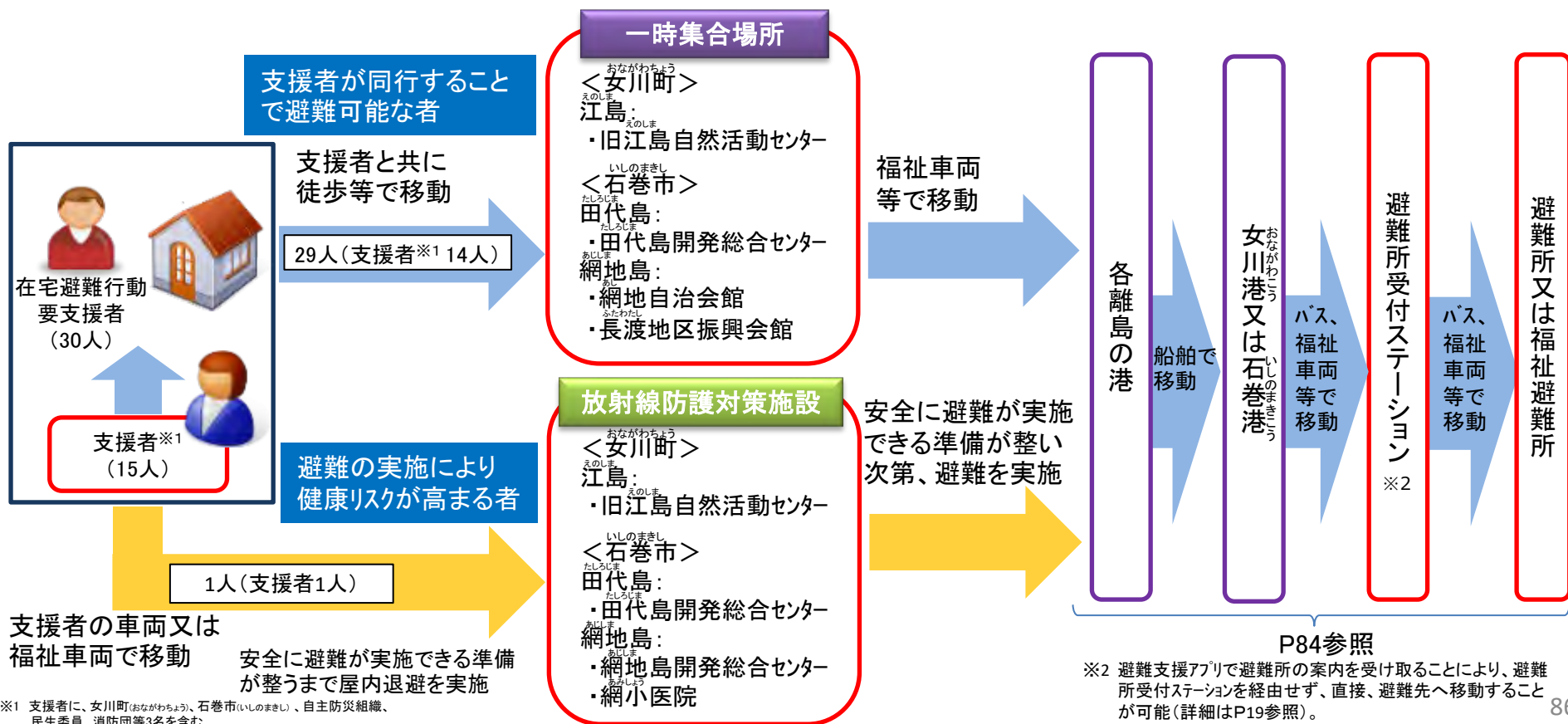
※避難支援アプリで避難所の案内を受け取ることで、避難所受付ステーションを経由せず、直接、避難先へ移動することが可能(詳細はP19参照)。

- ▶ 準PAZ内の離島における社会福祉施設(網地島の1施設20人)は、個別避難計画を策定済みであり、UPZ外の大崎市にある3施設を避難先として確保。
- ▶ 避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策施設において、安全に避難が実施できる準備が整うまで屋内退避を実施。その他の避難可能な入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。
- ▶ 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、宮城県が受入先を調整。



準PAZ内の離島における在宅の避難行動要支援者の避難

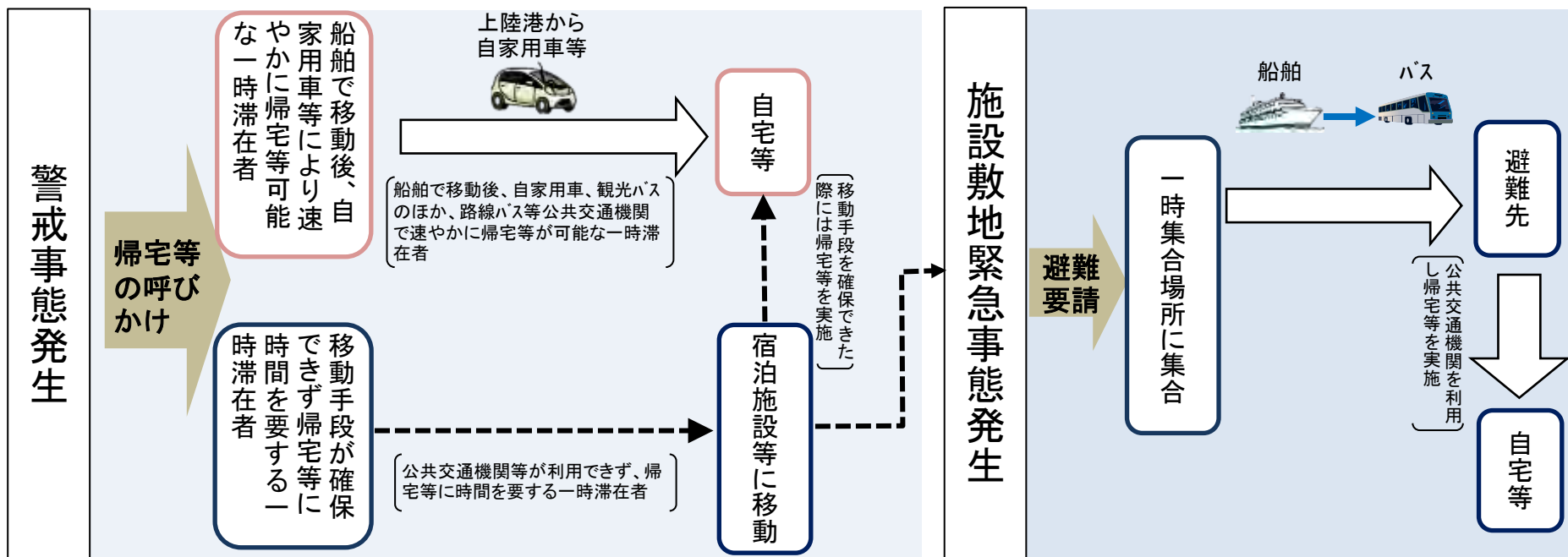
- 江島、田代島、網地島における在宅の避難行動要支援者30人のうち、12人は支援者がいることを確認。残る避難行動要支援者については、女川町又は石巻市、自主防災組織、民生委員、消防団等を通じて支援者を確保。
- 支援者の同行により避難可能な者は、離島から船舶で移動し、その後、バス又は福祉車両等で避難先へ移動。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両で、近傍の放射線防護対策施設へ移動。安全に避難が実施できる準備が整い次第、避難を実施。



準PAZ内の離島における観光客等一時滞在者の避難等

- 宮城県、女川町おながわちよう及び石巻市いしのまきしは観光客等一時滞在者に対し、警戒事態で、帰宅等呼びかける。
- 女川港又は石巻港まで船舶で移動し、その後、自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態で帰宅等を開始。
- 公共交通機関等も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等に移動し、施設敷地緊急事態で避難を実施。避難の際には、徒歩等により一時集合場所に集まり、宮城県、女川町おながわちよう及び石巻市いしのまきしが確保した船舶・車両により避難を実施。
- 各事業所の従業員の避難方法については各事業所単位で周知(施設敷地緊急事態で帰宅)。

<観光客等一時滞在者の避難の流れ>



<準PAZ内(離島)の観光客見込人数>

えのしま 江島	たしろじま 田代島	あじしま 網地島	きんかさん 金華山	合計
—	84人	222人	66人	372人

※観光客見込人数は令和4年実績
ピーク時(8月)における1日あたりの観光客数を基に算定(金華山のみ5月とする)
※網地島は、石巻市網地白浜海水浴場の観光客数1日あたり135人を含む。

- おながわこう いしのまきこう 女川港、石巻港到着後、施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数109人について、バス5台、福祉車両5台。
- 下表とは別に、離島内での輸送が必要となる場合には、とうほくてんりよく 社会福祉施設が管理する車両又は東北電力が手配する車両をもって対応。

	想定対象人数※1	必要車両台数			備考
		バス※2	福祉車両※3 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※3 (車椅子仕様)	
社会福祉施設の入所者等を避難先施設に輸送	37人 (入所者14人 +職員23人)	1台 (入所者4人 +職員20人)	0台	3台 (入所者10人 +職員3人)	
社会福祉施設の入所者等のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者等を放射線防護対策施設に輸送※4	0人	0台	0台	0台	
在宅の避難行動要支援者及びその支援者を避難先施設に輸送	43人 (要支援者29人 +支援者※514人)	4台 (要支援者27人 +支援者※512人)	0台	1台 (要支援者2人 +支援者※52人)	【バス】 離島ごとにそれぞれ必要台数を算出した合計値
在宅の避難行動要支援者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその支援者を放射線防護対策施設に輸送※4	2人 (要支援者1人 +支援者※51人)	0台	1台 (要支援者1人 +支援者※51人)	0台	
上記以外の施設敷地緊急事態要避難者等を避難先施設に輸送	6人	2台	0台	0台	【バス】 離島ごとにそれぞれ必要台数を算出した合計値
観光客等の一時滞在者の輸送	21人	3台	0台	0台	1日あたりの観光客見込人数372人のうち、約95%が港まで自家用車や観光バスを利用し、船舶等で来場する想定で、その5%を想定対象人数として算入【P87参照】 【バス】 離島ごとにそれぞれ必要台数を算出した合計値
合 計	109人	5台※6	5台		

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 バスは1台あたり25人の乗車を想定

※3 ストレッチャー、車椅子どちらも乗車でき、配置により乗車台数を自由に変えられる車両を配備しているため、実際配備している車両の仕様を基に必要台数を積算

※4 「避難の実施により健康リスクが高まる者」は安全に避難が実施できる準備が整うまで放射線防護対策施設に屋内退避

※5 支援者に、女川町(おながわちょう)、石巻市(いしのまきし)、自主防災組織、民生委員、消防団等3名を含む

※6 必要車両台数については、相乗りにより重複しており、合計値が合わない場合がある

- 施設敷地緊急事態発生時には、在宅の避難行動要支援者等の避難のために、女川町、石巻市及び東北電力が配備する車両のほか、宮城県の要請に基づき、宮城県バス協会が調整・確保する車両により、必要車両台数を確保。
- 宮城県及び宮城県バス協会は、「原子力災害時における緊急輸送に関する協定書」※1に基づき住民避難用バスを確保。
- 下表とは別に、離島内での輸送として必要な福祉車両を確保。

		確保車両台数			備考
		バス※2	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数		5台	5台		【P88参照】
(B) 確保車両台数		計5台以上	計5台		
確保先	おながわちよう 女川町	0台	0台	0台	
	いしのまきし 石巻市	0台	0台	0台	
	宮城県バス協会	5台以上	—	—	UPZ内のバス会社が保有する1台あたり25人乗車できるバスの車両総数105台のうち、PAZ内の施設敷地緊急事態で使用する5台の車両を除く、残りの100台の車両を使用
	とうほくてんりよく 東北電力	—	5台※3		とうほくてんりよく 東北電力の福祉車両は、ストレッチャー、車椅子の配置を自由に変更される仕様

※1 宮城県と公益社団法人宮城県バス協会（協力事業者80社）が、平成30年9月13日に締結

※2 バスは1台あたり25人の乗車を想定

※3 東北電力（とうほくてんりよく）の福祉車両のうち1台については、PAZから車椅子2人、準PAZから車椅子2人乗車し、避難先施設に輸送【P35参照】

※4 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施

準PAZ内の離島における住民の避難

- 女川町及び石巻市における準PAZ内の離島の住民について、宮城県、女川町及び石巻市が手配した船舶で離島から移動し、女川港又は石巻港から宮城県、女川町及び石巻市が手配した車両で、避難所に避難。
- 避難先については、避難計画に関する住民説明会や訓練等を通じて対象となる住民に周知。

避難元：
おながわちよう 女川町 (江島)
いしのまきし 石巻市 (田代島、網地島、金華山)



おながわちよう 女川港 又は いしのまきこう 石巻港



避難所受付ステーション※2：栗原市、大崎市
 避難所 2施設 (934人) ()は収容可能人数

＜女川町避難所 1施設 (350人)＞
くりはらし 栗原市 1施設 (350人)
 ・高清水小学校 (350人)

＜石巻市避難所 1施設 (584人)＞
おおさきし 大崎市 1施設 (584人)
 ・鳴子公民館・鳴子SPAセンター (584人)



準PAZ内 (離島)	避難対象者
えのしま 江島	10人
たしろじま 田代島	42人
あじしま 網地島	272人
きんかさん 金華山	8人
合計	332人

【凡例】
 赤字・・・ おながわちよう 女川町
 青字・・・ いしのまきし 石巻市

※1 避難対象者数は、準PAZ内(離島)住民の合計数から施設敷地緊急事態で避難する住民及びその支援者を引いた数字である。
 ※2 避難支援アプリで避難所の案内を受け取ることにより、避難所受付ステーションを経由せず、直接、避難先へ移動することが可能(詳細はP19参照)。

- 全面緊急事態で必要となる輸送能力は、332人分、バス11台。
- おながわちよう女川町及びいしのまきし石巻市が保有するバスのほか、宮城県は、「原子力災害時における緊急輸送に関する協定書」※1に基づき、宮城県バス協会が調整・確保する車両により、必要車両台数を確保。
- 車両及び運転手については、宮城県バス協会等の協力により、更に余裕を持った台数・人数を確保。

<全面緊急事態で必要となる輸送能力>

		想定対象人数※2	想定必要バス数※3	備考
バスにより避難する住民※4	<small>えのしま</small> 江島	10人	1台	
	<small>たしろしま</small> 田代島	42人	2台	
	<small>あじしま</small> 網地島	272人	7台	
	<small>きんかさん</small> 金華山	8人	1台	
合 計		332人	11台	

※1 宮城県と公益社団法人宮城県バス協会(協力事業者80社)が、平成30年9月13日に締結

※2 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※3 バスは1台あたり40人の乗車を想定

 ※4 全面緊急事態で避難する離島の住民は、おながわこう女川港又はいしのまきこう石巻港からバスで避難所へ避難

<全面緊急事態での輸送能力の確保>

		確保車両台数	備考
		バス	
(A)最大必要車両台数		11台	
(B)車両確保台数		計11台以上	
確保先	宮城県バス協会	11台以上	UPZ内のバス会社が保有する1台あたり40人乗車できるバスの車両総数39台のうち、PAZ内の全面緊急事態で使用する2台の車両を除く、残りの37台の車両を使用

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

江島（女川町）における防護措置

- 一時集合場所である旧江島自然活動センター体育館まで徒歩又は車両で移動した後、宮城県及び女川町が手配する船舶を用いて、江島漁港から女川港まで海路避難を実施。女川港から栗原市若柳総合体育館（避難所受付ステーション）まで陸路で避難を実施。
- 複合災害や悪天候等により海路避難が困難な場合や、避難の実施により健康リスクが高まる住民については、放射線防護対策施設である旧江島自然活動センター体育館において屋内退避を継続。
- 屋内退避の実施に必要な生活物資等については、旧江島自然活動センター体育館に備蓄。

避難所受付ステーション
くりはらし わかやなぎ
(栗原市若柳総合体育館)

避難先：栗原市
たかしみず
(高清水小学校)



【凡例】

⚓ : 港

● : 一時集合場所

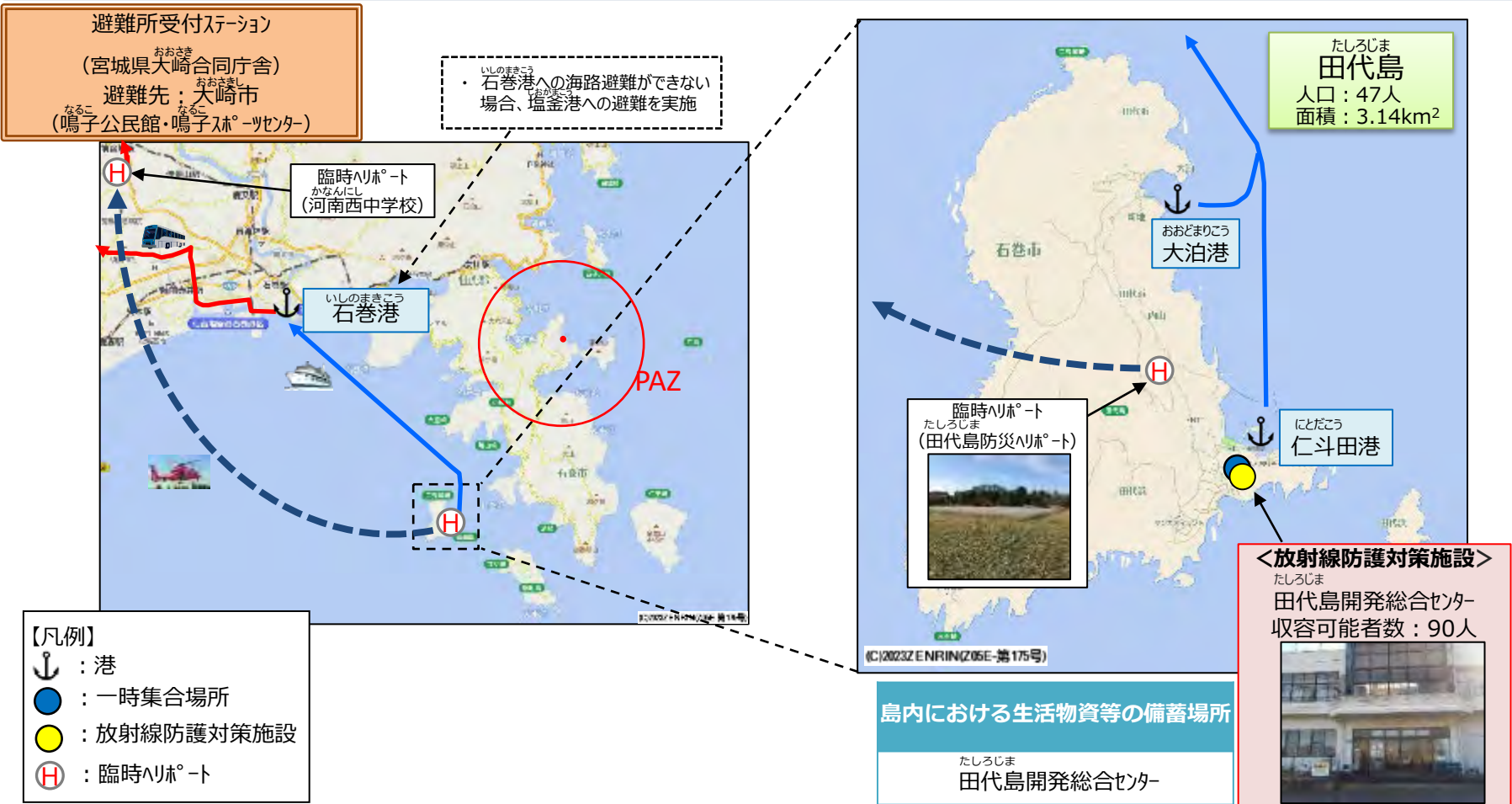
● : 放射線防護対策施設

Ⓜ : 臨時ハブ

※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請

田代島（石巻市）における防護措置

- 一時集合場所である田代島開発総合センターまで徒歩又は車両で移動した後、宮城県及び石巻市が手配する船舶を用いて、
- 仁斗田港又は大泊港から石巻港まで海路避難を実施。石巻港から宮城県大崎合同庁舎（避難所受付ステーション）まで陸路で避難を実施。
- 複合災害や悪天候等により海路避難が困難な場合や、避難の実施により健康リスクが高まる住民については、放射線防護対策施設である田代島開発総合センターにおいて屋内退避を継続。
- 屋内退避の実施に必要な生活物資等については、田代島開発総合センターに備蓄。



※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

- 一時集合場所である網地自治会館又は長渡地区振興会館まで徒歩又は車両で移動した後、宮城県及び石巻市が手配する船舶を用いて、網地港又は長渡港から石巻港まで海路避難を実施。石巻港から宮城県大崎合同庁舎(避難所受付ステーション)まで陸路で避難を実施。
- 複合災害や悪天候等により海路避難が困難な場合や、避難の実施により健康リスクが高まる住民については、放射線防護対策施設である網地島開発総合センター、網小医院において屋内退避を継続。
- 屋内退避の実施に必要なとなる生活物資等については、網地島開発総合センターに備蓄。



- 宮城県及び石巻市が手配する船舶を用いて、金華山港から石巻港まで海路避難を実施。石巻港から宮城県大崎合同庁舎（避難所受付ステーション）まで陸路で避難を実施。
- 複合災害や悪天候等により海路避難が困難な場合、金華山黄金山神社参集殿において屋内退避を継続。
- 屋内退避の実施に必要な生活物資等については、金華山黄金山神社参集殿に備蓄。

避難所受付ステーション
（宮城県大崎合同庁舎）
避難先：大崎市
（鳴子公民館・鳴子スポーツセンター）

石巻港への海路避難ができない場合、塩釜港への避難を実施



- 【凡例】
- ⚓ : 港
 - : 一時集合場所
 - : 防災離着陸候補地
 - Ⓜ : 臨時ハブ



島内における生活物資等の備蓄場所
金華山黄金山神社参集殿

※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請

- 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



《避難経路の考え方》

- ・円滑な避難のため、可能な範囲で地域毎に分散して経路を設定
- ・住民が覚えやすく実行しやすい避難誘導計画となるよう、基本となる単一の避難経路をあらかじめ設定
- ・自然災害等により、道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定又は確認できるときは、各道路管理者と協力し、代替避難路を速やかに確保。その上で、あらかじめ定めた避難計画にかかわらず、代替となる安全な避難経路において避難